

グリーン調達基準書 付属資料 調査対象化学物質群

Ver3.0 2024年1月5日

OKI 沖電気工業株式会社

製品用部材の禁止対象物質群

No	化学物質群	主な法令及び規制情報	使用例	閾値（禁止レベル） 2
1	アスベスト類	米国 TSCA；REACH 規則 (EC)No.1907/2006 ANNEX 17；化学製品によるリスク低減に関するスイス条例	ブレーキパッド、絶縁体、充填材、研磨剤、顔料、塗料、タルク、断熱材	意図的添加
2	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料（参考）物質例：表 2	REACH 規則 (EC)No.1907/2006 ANNEX 17	顔料、染料、着色剤	仕上がり織物や革製品の質量に対する含有率が 30ppm (0.003wt%)を超える場合
3	カドミウム/カドミウム化合物	EU RoHS 指令；REACH 規則 (EC)No.1907/2006 ANNEX 17；中国 MII 法；米国カリフォルニア州 SB-20/50/AB575；日本 J-MOSS	顔料、耐食表面処理、光学ガラス、安定剤、めっき、蛍光灯、電極、はんだ、電気接点	均質材料の質量に対する含有率が 100ppm (0.01wt%)を超える場合
		EU 電池規則；工業製品の品質管理及び安全管理の韓国法令	ニッカド電池	電池質量に対する含有率が 5ppm (0.0005wt%)を超える場合
4	六価クロム化合物	EU RoHS 指令；中国 MII 法；米国カリフォルニア州 SB-20/50/AB575；REACH 規則 (EC)No.1907/2006 ANNEX 17；日本 J-MOSS	顔料、塗料、インキ、触媒、めっき、耐食表面処理、染料	均質材料の質量に対する含有率が 1,000ppm (0.1wt%)を超える場合
5	鉛/鉛化合物	EU RoHS 指令；REACH 規則 (EC)No.1907/2006 ANNEX 17；中国 MII 法；日本 J-MOSS；米国/カリフォルニア州 SB-20/50/AB575	樹脂添加剤、顔料、塗料、潤滑剤、プラスチック安定剤、合金、光学材料、CRT ガラスの X 線遮蔽、はんだ、硬化剤、誘電体、めっき	均質材料の質量に対する含有率が、1,000ppm (0.1wt%)を超える場合
		米国/カリフォルニア州プロポジション 65 判例法	被覆電線・ケーブル/コード	ケーブルやコードの表層被覆（熱硬化性/熱可塑性被覆）の質量に対する含有率が 300ppm (0.03wt%)を超える場合
		EU 電池規則；中国 GB-24427-2009：アルカリ性及び非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガ電池中の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制要件	マンガン電池、アルカリボタン電池	電池質量に対する含有率が 40ppm (0.004wt%)を超える場合
6	水銀/水銀化合物	EU RoHS 指令；REACH 規則 (EC)No.1907/2006 ANNEX 17；中国 MII 法；日本 J-MOSS；米国/カリフォルニア州 SB-20/50/AB575；カナダ環境保護法水銀規則	蛍光灯、電気接点、顔料、耐食剤、スイッチ類、高効率発光体、抗菌処理	1．意図的添加 2．均質材料の質量に対する含有率が 1,000ppm (0.1wt%)を超える場合
		EU 電池規則；電池の取扱い及び廃棄に関するニューヨーク州環境保全法 § 27-0719；台湾 乾電池の製造、輸入、販売に関する規制；中国 GB-24427-2009：アルカリ性及び非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガ電池中の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制要件；韓国 工業製品品質管理と安全管理に関する法令（電池規制）	酸化銀ボタン電池、アルカリ電池、マンガ電池	1．意図的添加 2．電池質量に対する含有率が 1ppm (0.0001wt%)を超える場合
		カナダ環境保護法水銀規則	酸化銀ボタン電池、アルカリ電池、マンガ電池	電池における均質材料の質量に対する含有率が 5ppm (0.0005 wt%)を超える場合

No	化学物質群	主な法令及び規制情報	使用例	閾値（禁止レベル） 2
7	オゾン層破壊物質	モントリオール議定書；日本特定物質等の管理によるオゾン層の保護に関する法律；米国 1990 年クリーンエア法第 611 条の改正；オゾン層破壊物質に関する規制 (EC)No.1005/2009	冷媒、発泡剤、消化剤、洗剤	意図的添加
8	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	EU RoHS 指令；中国 MII 法；日本 J-MOSS；化審法	難燃剤	1. 意図的添加 2. 均質材料の質量に対する含有率が 1,000ppm (0.1wt%)を超える場合
9	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類) (decaBDE (CAS No.1163-19-5) を含む)	EU RoHS 指令；中国 MII 法；日本 J-MOSS；化審法	難燃剤	1. 意図的添加 2. 均質材料の質量に対する含有率が 1,000ppm (0.1wt%)を超える場合
10	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類)及び特定代替品	化審法；EU POPs 規則；米国 TSCA	潤滑油、絶縁材、電解液、可塑剤、難燃剤、誘電体、シーラント	意図的添加
11	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類)	REACH 規則(EC) No1907/2006 ANNEX 17	潤滑油、絶縁材、電解液、可塑剤、ケーブル用コーティング剤、誘電体、シーラント	均質材料の質量に対する含有率が 50ppm (0.005wt%)を超える場合
12	ポリ塩化ナフタレン類 (塩素原子 1 個以上) (PCN 類)	化審法；EU POPs 規則	潤滑材、塗料、安定剤、絶縁材、難燃剤	意図的添加
13	放射性物質	EU-D 96/29/Euratom；核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する日本の法、1986 年；日本 放射性障害防止法；米国 NRC	光学特性(トリウム)、測定装置、ゲージ類、検出器	意図的添加
14	短鎖型塩化パラフィン類 (炭素数 10～13)	EU POPs 規則；化審法；REACH 規則 (EC)No1907/2006 の 33 条及び 7.2 条(2008.10.28 SVHC 認可候補リスト)；ノルウェー製品規制 FOR-2004-06-01-922；化学製品によるリスク低減に関するスイス条例	PVC 用可塑剤、難燃剤	1. 意図的添加 2. 調査単位の質量に対する含有率が 1,000ppm (0.1wt%)を超える場合
15	三置換有機スズ化合物	REACH 規則(EC) No1907/2006 ANNEX 17；化審法	安定剤、酸化防止剤、抗菌抗かび剤、防汚染剤、防腐剤、塗料、顔料	1. 意図的添加 2. 調査単位の質量に対するスズ元素の含有率が 1,000ppm (0.1wt%)を超える場合
16	トリブチルスズ = オキシド (TBTO) CAS No.56-35-9	化審法；REACH 規則 (EC)No1907/2006 の 33 条及び 7.2 条(2008.10.28 SVHC 認可候補リスト)	防腐剤、防かび剤、塗料、顔料、耐汚染剤、冷媒、発泡剤、消火剤、洗剤	1. 意図的添加 2. 調査単位の質量に対する含有率が 1,000ppm (0.1wt%)を超える場合
17	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩 (PFOS) (PFOSF (CAS No. 307-35-7) を含む)	EU POPs 規則；カナダ環境保護法 SOR/2016-252；化審法	フィルムとプラスチックの帯電防止剤	1. 意図的添加 2. 調査単位の質量に対する含有率が 1,000ppm (0.1wt%)を超える場合 3. 織物とその他のコートされた材料の質量に対して含有量が 1µg/m ² を超える場合
18	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320) CAS No.3846-71-7	化審法；REACH 規則 (EC)No1907/2006 の 33 条及び 7.2 条(2011.12.19 SVHC 認可候補リスト)	接着剤、塗料、印刷インキ、プラスチック、インクリボン、パテ、シーラント	1. 意図的添加 2. 調査単位の質量に対する含有率が 1,000ppm (0.1wt%)を超える場合

No	化学物質群	主な法令及び規制情報	使用例	閾値（禁止レベル） 2
19	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル) (DMF) CAS No. 624-49-7	REACH 規則 (EC)No1907/2006 ANNEX 17	殺虫剤、レザーシート の防かび処理	調査単位の質量に対する含有率が 0.1ppm (0.00001wt%)を超える場合
20	ジブチルスズ化合物 (DBT)	REACH 規則 (EC)No1907/2006 ANNEX 17 及び欧州委員会規則 No. 276/2010	PVC 用安定剤、シリコン樹脂及びウレタン樹脂用硬化触媒	調査単位の質量に対するスズ元素の含有率が 1,000ppm (0.1wt%)を超える場合
21	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	REACH 規則 (EC)No1907/2006 ANNEX 17 及び欧州委員会規則 No. 276/2010	PVC 用安定剤、シリコン樹脂及びウレタン樹脂用硬化触媒	皮膚と接触することを意図する織物/皮革製品、育児製品又は 2 液性室温硬化モールドイングキット(RTV-2 シーラントモールドイングキット)において調査単位の質量に対するスズ元素の含有率が 1,000ppm (0.1wt%)を超える場合
22	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)及び全ての主要ジアステレオ異性体	EU POPs 規則；REACH 規則 (EC)No1907/2006 の 33 条及び 7.2 条(2008.10.28 SVHC 認可候補リスト)；化審法	難燃剤	1．意図的添加 2．調査単位の質量に対する含有率が 100ppm (0.01wt%)を超える場合
23	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP) CAS No.117-81-7	EU RoHS 指令	包装材、電解液、ケーブル、電解コンデンサのスリーブ、防振ゴム、ゴム足	均質材料の質量に対する含有率が 1,000ppm (0.1wt%)を超える場合
24	ブチルベンジルフタレート (BBP) CAS No.85-68-7	EU RoHS 指令	接着剤	均質材料の質量に対する含有率が 1,000ppm (0.1wt%)を超える場合
25	ジブチルフタレート (DBP) CAS No.84-74-2	EU RoHS 指令	ケーブル、プラグ、ゴム足、チューブ	均質材料の質量に対する含有率が 1,000ppm (0.1wt%)を超える場合
26	ジイソブチルフタレート (DIBP) CAS No.84-69-5	EU RoHS 指令	ゴム製品	均質材料の質量に対する含有率が 1,000ppm (0.1wt%)を超える場合
27	フタル酸エステル類グループ 1 (BBP, DBP, DEHP, DIBP)	REACH 規則(EC) No1907/2006 ANNEX 17； 米国 家庭用品安全性向上法	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤	電池、印刷物(取説など)において、可塑化した材料中に 4 物質個別ならびに合計で含有率が 1,000ppm (0.1wt%)以上の場合
28	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩ならびに PFOA 関連物質	化審法；EU POPs 規則；ノルウェー 健康および環境に有害な化学物質およびその他の製品の製造、輸入、輸出、販売および使用に関する規制(消費者製品規制) FOR-2004-06-01-922	織物、フィルム又は紙、印刷用原版の写真コーティング、その他製品用の部品・材料	1．意図的添加 2．調査単位の質量に対する含有率が、PFOA とその塩の合計で 25ppb を超える場合 3．1 つ又は複数の PFOA 関連物質の組み合わせの場合、調査単位の質量に対する含有濃度合計が 1,000ppb (1ppm)を超える場合 4．繊維、カーペット、他コーティングされた製品 1µg/m ² を超える場合
29	ヘキサクロロベンゼン CAS No.118-74-1	化審法	殺虫剤	意図的添加
30	アルドリン CAS No.309-00-2	化審法	殺虫剤	意図的添加
31	ディルドリン CAS No.60-57-1	化審法	殺虫剤	意図的添加
32	エンドリン CAS No.72-20-8	化審法	殺虫剤	意図的添加
33	DDT CAS No.50-29-3	化審法	殺虫剤	意図的添加
34	クロルデン類	化審法	殺虫剤	意図的添加
35	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-	化審法	ゴム老化防止剤、スチレンブタジエンゴム	意図的添加

No	化学物質群	主な法令及び規制情報	使用例	閾値（禁止レベル） 2
	フェニレンジアミン、又は N,N'-ジキシル-パラ-フェニレンジアミン			
36	2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP) CAS No.732-26-3	化審法；米国 TSCA	潤滑油又は燃料油の添加剤	意図的添加
37	トキサフェン CAS No.8001-35-2	化審法	殺虫剤	意図的添加
38	マイレックス CAS No.2385-85-5	化審法	殺虫剤、難燃剤、樹脂、ゴム、塗料、織物	意図的添加
39	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(ケルセン又はジコホル) CAS No.115-32-2, 10606-46-9	化審法	殺虫剤	意図的添加
40	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン (HCBD) CAS No.87-68-3	化審法；米国 TSCA	殺虫剤、溶媒	意図的添加
41	ベンジジン及びその塩	労働安全衛生法	顔料中間体	意図的添加
42	4-アミノジフェニル及びその塩	労働安全衛生法	染料中間体	意図的添加
43	4-ニトロジフェニル及びその塩	労働安全衛生法	合成中間体	意図的添加
44	ビス(クロロメチル)エーテル CAS No.542-88-1	労働安全衛生法	クロロメチル化剤	意図的添加
45	ベータ-ナフチルアミン及びその塩	労働安全衛生法	染料中間体	意図的添加
46	ベンゼンを含有するゴムのり(5%以上含有するもの) CAS No.71-43-2(ベンゼン)	労働安全衛生法	ゴムのり	意図的添加
47 ※1	シアン化合物(アクリロニトリル除く)	水質汚濁防止法	ゴム・樹脂・繊維・農薬・医薬品	意図的添加
48 ※1	有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。) CAS No.56-38-2, 298-00-0, 8022-00-2, 2104-64-5	水質汚濁防止法	殺虫剤	意図的添加
49	アルキル水銀化合物	水質汚濁防止法	農薬	意図的添加
50 ※1	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(シマジン、CAT) CAS No.122-34-9	水質汚濁防止法	農薬	意図的添加
51	トリクロロエチレン CAS No.79-01-6	水質汚濁防止法	洗剤、溶剤	意図的添加
52 ※1	テトラクロロエチレン CAS No.127-18-4	水質汚濁防止法	洗剤、溶剤	意図的添加
53 ※1	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	反応副生成物	意図的添加
54	塩化コバルト (CoCl ₂) CAS No.7646-79-9	CLP 規則(EC) No1272/2008	触媒、塗料、顔料、インキ乾燥剤、めっき、医薬(パッチテスト貼付剤)	含有禁止

No	化学物質群	主な法令及び規制情報	使用例	閾値（禁止レベル） ²
55 ※1	REACH ANNEX 17 (本表の化学物質群で個別に指定された REACH ANNEX 17 対象物質群は除く。) 参考) 制限条件：表 3	REACH 規則 (EC)No1907/2006 ANNEX 17		REACH ANNEX 17 の制限条件に準拠。ただし、官報に記載の適用日の 1 年前より納入禁止とする。
56	フタル酸ジイソノニル (DINP) CAS No.28553-12-0, 68515-48-0	米国カリフォルニア州プロポジション 65 ; REACH 規則 (EC)No1907/2006 ANNEX 17	可塑剤	意図的添加
57 ※1	多環式芳香族炭化水素 (PAHs) 参考) 物質詳細：表 4	ドイツ製品安全認証 AfPS GS2019:01PAK ; REACH 規則 (EC)No1907/2006 ANNEX 17 ; 中国環境ラベル(十輪マーク)	ゴム、プラスチック (マウス、パネル、ヘッドホン、工具、リストバンド、等)	人間の皮膚や口腔に直接、あるいは長期的、短期的に反復して接触するゴムやプラスチックにおいて、均質材料の質量に対する含有率が表 4 に示す数値以上の場合
58	ペンタクロロベンゼン CAS No.608-93-5	化審法	農薬	意図的添加
59	α - ヘキサクロロシクロヘキサン CAS No.319-84-6	化審法	反応副生成物	意図的添加
60	β - ヘキサクロロシクロヘキサン CAS No.319-85-7	化審法	反応副生成物	意図的添加
61	γ - ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン CAS No.58-89-9	化審法	殺虫剤	意図的添加
62	クロルデコン CAS No.143-50-0	化審法	殺虫剤	意図的添加
63	エンドスルファン又はベンゾエピン CAS No.115-29-7, 959-98-8, 33213-65-9	化審法	農薬	意図的添加
64	ペンタクロロフェノール (PCP) 又はその塩若しくはエステル	化審法	農薬	意図的添加
65 ※1	黄りんマッチ CAS No.12185-10-3	労働安全衛生法	マッチ	意図的添加
66	リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP(3:1)) CAS No.68937-41-7	米国 TSCA	接着剤、可塑剤、難燃剤、コーティング	意図的添加
67 ※1	ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸 (PFHxS) とその塩およびPFHxS 関連物質	POPs 条約 ; EU POPs 規則 ; スイス化学品リスク低減条例	めっき、コーティング、泡消火剤、研磨剤及び洗浄剤、織物	1. 意図的添加 2. 調査単位の質量に対する含有率が PFHxS 及びその塩の合計で 25ppb を超える場合 3. 調査単位の質量に対する含有率が PFHxS 関連物質の合計で 1ppm を超える場合
68	デクロランプラス(DP) CAS No.13560-89-9, 135821-03-3, 135821-74-8	POPs 条約	難燃剤、接着剤	意図的添加
69	UV-328 CAS No.25973-55-1	POPs 条約	紫外線吸収剤	意図的添加

※1 参考：chemSHERPA 物質リスト Ver2.08.00 に一部又は全てが未収載の化学物質群。

※2 閾値（禁止レベル）が複数ある場合は全て満たすことを条件とする。

製品用部材の報告対象物質群

No	化学物質群	主な法令及び規制情報	使用例	閾値（報告レベル） 2
1	酸化ベリリウム(BeO) CAS No.1304-56-9	DIGITALEUROPE/CECED/AeA /EERA ガイダンス	セラミックス	調査単位の質量に対する含有率が 1,000ppm (0.1wt%)を超える場合
2	臭素系難燃剤 (PBB 類, PBDE 類, HBCDD を除く)	Joint JEDEC/ECA JS-709A Standard Defining “Low Halogen” Electronics	ハウジング、コネク ター、パッケージモ ールドの封止剤中の 難燃剤	プラスチック材料(積層プリント配 線基板を除く)の質量に対する臭素 の含有率が 1,000ppm (0.1wt%)を超 える場合
		IPC-4101 及び IEC61249-2-21	積層プリント配線基 板	プリント配線基板(部品を除く)の 質量に対する含有率が 900ppm (0.09wt%)を超える場合
3	塩素系難燃剤	Joint JEDEC/ECA JS-709A Standard Defining “Low Halogen” Electronics	ハウジング、コネク ター、パッケージモ ールドの封止剤中の 難燃剤	プラスチック材料(積層プリント配 線基板を除く)の質量に対する塩素 の含有率が 1,000ppm (0.1wt%)を超 える場合
		IPC-4101 及び IEC61249-2-21	難燃剤	積層板(部品を除く)の質量に対す る塩素の含有率合計が 900ppm (0.09wt%)を超える場合
4	過塩素酸塩	米国カリフォルニア州議会 議 案第 826 号過塩素酸塩汚染防 止法 2006 年 7 月 1 日実施	コインセル電池	調査単位の質量に対する含有率が 0.006ppm (0.000006wt%)を超える 場合
5	フタル酸ジイソデシル (DIDP) CAS No.26761-40-0, 68515-49-1	米国カリフォルニア州のプロ ポジション 65	可塑剤、染料、顔 料、塗料、インキ、 接着剤	意図的添加
6	フタル酸ジ-n-ヘキシル (DnHP) CAS No.84-75-3	米国カリフォルニア州のプロ ポジション 65 ; REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条及び 7.2 条(SVHC 認可候補リスト)	可塑剤	意図的添加
7 ※1	ポリ塩化ビニル(PVC) 及 び PVC コポリマー	JS709	絶縁材、耐薬品性、 OHP フィルム、シ ース材	プラスチック材料(積層プリント配 線基板を除く)の質量に対する塩素 の含有率が 1,000ppm (0.1wt%)を超 える場合
8	ホルムアルデヒド CAS No.50-00-0	米国カリフォルニア州 CARB 規則 ; 米国連邦法 111- 199/TSCA 601 項	ステレオキャビネット、 キオスク囲い、 複合木材(合板など)	意図的添加
		オーストリア BGB I 1990/194 ; ホルムアルデヒド 規制§2,12/2/1990 ; リトアニア 衛生基準 HN 96:2000(衛生基準 及び規制)	織物	調査単位の質量に対する含有率が 75ppm (0.0075wt%)を超える場合
9	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF6, HFC)	EU 規制 No.517/2014 ; 部分的 及び全体的フッ素化炭化水 素、六フッ化硫黄の禁止と規 制に関する農業、森林、環 境、及び水質管理所管連邦大 臣によるオーストリア条例 ; カナダ環境保護法 1999	冷媒、吹き付け剤、 消火剤、洗浄剤、絶 縁材、苛性ガス	意図的添加
10	中鎖塩素化パラフィン (MCCP)(炭素数 14 ~ 17 で塩素化率 45wt%以上の もの)	POPs 条約 (規制候補)	難燃性樹脂原料	意図的添加 POPs 条約で廃絶決定後、禁止対 象物質とする予定
11 ※1	炭素数が 9 ~ 21 の長鎖ペ ルフルオロカルボン酸 (PFCA)とその塩及び関連 物質	POPs 条約 (規制候補)	フッ素ポリマー加工 助剤、界面活性剤	意図的添加 POPs 条約で廃絶決定後、禁止対 象物質とする予定
12	ペル/ポリフルオロアルキ ル化合物 (PFAS)	REACH 規則 (規制候補) ; 米国各州法	難燃剤、潤滑剤、絶 縁材、撥水撥油剤、 防汚剤、接着剤	意図的添加

※1 参考：chemSHERPA 物質リストVer2.08.00に一部又は全てが未記載の化学物質群。

※2 閾値（禁止レベル）が複数ある場合は全て満たすことを条件とする。

製品用部材ならびに包装用部材の管理対象物質

化学物質群	主な法令及び規制情報	使用例	閾値（報告レベル）
REACH 規則の SVHC（高懸念物質） 対象物質を様式-C に記載 1	REACH 規則 (EC)No.1907/2006		成形品の質量に対する含有率が 1,000ppm (0.1wt%)を超える場合

1 今後、欧州化学品庁（ECHA）の発表毎に追加改訂していく予定ですが、様式-Cの改訂を待たずに報告をお願いする場合があります。

出荷製品の包装用部材禁止対象物質群

包装用部材とは以下を言う。

- ・「表 1 包装用部材の具体事例」に示す包装用部材

No	化学物質群	主な法令及び規制情報	使用例	閾値（禁止レベル） 2
1	ヒ素化合物	REACH規則(EC)No.1907/2006 ANNEX 17	木材の防腐剤	意図的添加
2	アスベスト類	REACH規則(EC)No.1907/2006 ANNEX 17；米国TSCA；化学 製品によるリスク低減に関する スイス条例	絶縁体、充填材、研 磨剤、顔料、塗料、 タルク	意図的添加
3	一部の芳香族アミンを生 成するアゾ染料・顔料 参考) 物質例：表 2	REACH規則(EC)No.1907/2006 ANNEX 17	織物、顔料、染料	仕上がり織物や革製品の質量に対す る含有率が30ppm (0.003wt%)を超え る場合
4	塩化コバルト(CoCl ₂) CAS No.7646-79-9	CLP規則(EC) No1272/2008	湿度表示カード (HIC)、シリカゲル 中水分インジケータ	含有禁止
5	ジブチルスズ化合物 (DBT)	REACH規則(EC) No1907/2006 ANNEX 17及び欧州委員会規則 No.276/2010	可塑剤、紙のコーテ ィング、インキ、 PVC用安定剤、シリ コン樹脂及びウレタ ン樹脂用硬化触媒	包装用部材の質量に対する含有率が スズ元素として、1,000ppm (0.1wt%) を超える場合
6	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	REACH規則(EC)No1907/2006 ANNEX 17及び欧州委員会規則 No.276/2010	織物	包装用部材の質量に対する含有率が スズ元素として、1,000ppm (0.1wt%) を超える場合
7	ジメチルフマレート(フマ ル酸ジメチル)(DMF) CAS No. 624-49-7	REACH規則(EC)No1907/2006 ANNEX 17	乾燥剤、防かび剤	包装用部材の質量に対する含有率が 0.1ppm (0.0001wt%)を超える場合
8	特定重金属 カドミウム/カドミウム化 合物 鉛/鉛化合物 水銀/水銀化合物 六価クロム化合物	EU指令94/62EC；米国州の包 装材重金属規制(TIP)	顔料、塗料、PVC の安定剤	1．意図的添加 2．包装用部材毎の質量に対する4 種類の重金属の合計含有率が 100ppm (0.01wt%)を超える場合。 尚、包装用部材への印刷・マーク用 のインキ、塗料類は、それぞれを包 装用部材として扱う
9	臭化メチル CAS No.74-83-9	ISPM-15	木製パレット	意図的添加
10	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリア ゾール-2-イル)-4,6-ジ tert-ブチルフェノール (UV-320) CAS No.3846-71-7	化審法；REACH規則(EC) No1907/2006の33条及び7.2条 (2011.12.19 SVHC認可候補リス ト)	接着剤、塗料、印刷 インキ、プラスチッ ク、インクリボン、 パテ、シーラント	1．意図的添加 2．包装用部材の質量に対する含有 率が1,000ppm (0.1wt%)を超える場合
11	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類) 及び特定代替品	化審法；EU POPs規則；米国 TSCA	可塑剤、接着剤、パ テ、シーラント、塗 料、印刷インキ及び コピー紙	意図的添加

No	化学物質群	主な法令及び規制情報	使用例	閾値（禁止レベル） 2
12	ポリ塩化ナフタレン類 (塩素原子1個以上) (PCN類)	化審法；EU POPs規則	木材の防腐剤、防虫剤、防かび剤、塗料	意図的添加
13	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	REACH規則(EC)No1907/2006 ANNEX 17	可塑剤、接着剤、パテ、シーラント、塗料、印刷インキ及びコピー紙	包装用部材の質量に対する含有率が50ppm (0.005wt%)を超える場合
14	短鎖型塩化パラフィン類 (炭素数10～13)	化審法；REACH規則(EC)No1907/2006の33条及び7.2条(2008.10.28 SVHC認可候補リスト)；ノルウェー製品規制FOR-2004-06-01-922；化学製品によるリスク低減に関するスイス条例；EU POPs規則	PVC用可塑剤、難燃剤	1．意図的添加 2．包装用部材の質量に対する含有率が1,000ppm (0.1wt%)を超える場合
15	三置換有機スズ化合物	REACH規則(EC) No1907/2006 ANNEX 17；化審法	抗菌抗かび剤、塗料、顔料	1．意図的添加 2．包装用部材の質量に対する含有率がスズ元素として、1,000ppm (0.1wt%)を超える場合
16	トリブチルスズ = オキシド (TBTO) CAS No.56-35-9	REACH規則(EC)No1907/2006の33条及び7.2条(2008.10.28 SVHC認可候補リスト)；化審法	PVC用安定剤、シリコン樹脂及びウレタン樹脂硬化触媒	1．意図的添加 2．包装用部材の質量に対する含有率が1,000ppm (0.1wt%)を超える場合
17	フタル酸エステル類グループ 1 (BBP, DBP, DEHP, DIBP)	REACH規則(EC)No1907/2006 ANNEX 17	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤	包装用部材において、可塑化した材料中に4物質個別ならびに合計で含有率が1,000ppm (0.1wt%)以上の場合
18	ヘキサブROMシクロドデカン(HBCDD)及び全ての主要ジアステレオ異性体	EU POPs規則；REACH規則(EC)No1907/2006の33条及び7.2条(2008.10.28 SVHC認可候補リスト)；化審法	難燃剤	1．意図的添加 2．包装用部材の質量に対する含有率が100ppm (0.01wt%)を超える場合
19	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩ならびにPFOA関連物質	化審法；ノルウェー健康および環境に有害な化学物質およびその他の製品の製造、輸入、輸出、販売および使用に関する規制(消費者製品規制) FOR-2004-06-01-922；EU POPs規則	織物、フィルム又は紙、印刷用原版の写真コーティング、その他製品用の部品・材料	1．意図的添加 2．包装用部材の質量に対する含有率が、PFOAとその塩の合計で25ppbを超える場合 3．1つ又は複数のPFOA関連物質の組み合わせの場合、包装用部材の質量に対する含有濃度合計が1,000ppb (1ppm)を超える場合 4．繊維、カーペット、他コーティングされた製品 1μg/m ² を超える場合
20	ヘキサクロロベンゼン CAS No.118-74-1	化審法	殺虫剤	意図的添加
21	アルドリン CAS No.309-00-2	化審法	殺虫剤	意図的添加
22	ディルドリン CAS No.60-57-1	化審法	殺虫剤	意図的添加
23	エンドリン CAS No.72-20-8	化審法	殺虫剤	意図的添加
24	DDT CAS No.50-29-3	化審法	殺虫剤	意図的添加
25	クロルデン類	化審法	殺虫剤	意図的添加
26	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	化審法	ゴム老化防止剤、スチレンブタジエンゴム	意図的添加

No	化学物質群	主な法令及び規制情報	使用例	閾値（禁止レベル） 2
27	2,4,6-トリ - ターシャリ - ブチルフェノール (2,4,6- TTBP) CAS No.732-26-3	化審法；米国TSCA	潤滑油又は燃料油の 添加剤	意図的添加
28	トキサフェン CAS No.8001-35-2	化審法	殺虫剤	意図的添加
29	マイレックス CAS No.2385-85-5	化審法	殺虫剤、難燃剤、樹 脂、ゴム、塗料、織 物	意図的添加
30	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス (4-クロロフェニル) エ タノール (ケルセン又は ジコホル) CAS No.115-32-2, 10606- 46-9	化審法	殺虫剤	意図的添加
31	ヘキサクロロブタ-1,3-ジ エン (HCBP) CAS No.87-68-3	化審法；米国TSCA	殺虫剤、溶媒	意図的添加
32	ベンジジン及びその塩	労働安全衛生法	顔料中間体	意図的添加
33	4-アミノジフェニル及び その塩	労働安全衛生法	染料中間体	意図的添加
34	4-ニトロジフェニル及び その塩	労働安全衛生法	合成中間体	意図的添加
35	ビス(クロロメチル)エ ーテル CAS No.542-88-1	労働安全衛生法	クロロメチル化剤	意図的添加
36	ベータ - ナフチルアミン 及びその塩	労働安全衛生法	染料中間体	意図的添加
37	ベンゼンを含有するゴム のり(5%以上含有するも の) CAS No.71-43-2(ベ ンゼン)	労働安全衛生法	ゴムのり	意図的添加
38 ※1	シアン化合物(アクリロ ニトリル除く)	水質汚濁防止法	ゴム・樹脂・繊維・ 農薬・医薬品	意図的添加
39 ※1	有機りん化合物(パラチ オン、メチルパラチオ ン、メチルジメトン及び EPNに限る。) CAS No.56-38-2, 298-00-0, 8022-00-2, 2104-64-5	水質汚濁防止法	殺虫剤	意図的添加
40	アルキル水銀化合物	水質汚濁防止法	農薬	意図的添加
41 ※1	2-クロロ-4,6-ビス(エチ ルアミノ)-1,3,5-トリア ジン(シマジン、CAT) CAS No.122-34-9	水質汚濁防止法	農薬	意図的添加
42	トリクロロエチレン CAS No.79-01-6	水質汚濁防止法	洗剤、溶剤	意図的添加
43 ※1	テトラクロロエチレン CAS No.127-18-4	水質汚濁防止法	洗剤、溶剤	意図的添加
44 ※1	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置 法	反応副生成物	意図的添加
45	ペンタクロロベンゼン CAS No.608-93-5	化審法	農薬	意図的添加
46	α - ヘキサクロロシクロ ヘキサン CAS No.319-84-6	化審法	反応副生成物	意図的添加
47	β - ヘキサクロロシクロ ヘキサン CAS No.319-85-7	化審法	反応副生成物	意図的添加

No	化学物質群	主な法令及び規制情報	使用例	閾値（禁止レベル） 2
48	γ - ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン CAS No.58-89-9	化審法	殺虫剤	意図的添加
49	クロルデコン CAS No.143-50-0	化審法	殺虫剤	意図的添加
50	エンドスルファン又はベンゾエピン CAS No.115-29-7, 959-98-8, 33213-65-9	化審法	農薬	意図的添加
51	ペンタクロロフェノール (PCP) 又はその塩若しくはエステル	化審法	農薬	意図的添加
52 ※1	黄りんマッチ CAS No.12185-10-3	労働安全衛生法	マッチ	意図的添加
53 ※1	REACH ANNEX 17 (本表の化学物質群で個別に指定されたREACH ANNEX 17対象物質群は除く。) 参考) 制限条件: 表 3	REACH 規則(EC)No1907/2006 のANNEX 17		REACH ANNEX 17の制限条件に準拠。ただし、官報に記載の適用日の1年前より納入禁止とする。
54	リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP(3:1)) CAS No.68937-41-7	米国TSCA	接着剤、可塑剤、難燃剤、コーティング	意図的添加
55 ※1	ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸 (PFHxS) とその塩およびPFHxS 関連物質	POPs条約; EU POPs規則; スイス化学品リスク低減条例	めっき、コーティング、泡消火剤、研磨剤及び洗浄剤、織物	1. 意図的添加 2. 調査単位の質量に対する含有率がPFHxS 及びその塩の合計で25ppbを超える場合 3. 調査単位の質量に対する含有率がPFHxS関連物質の合計で1ppmを超える場合
56	デクロランプラス(DP) CAS No.13560-89-9, 135821-03-3, 135821-74-8	POPs条約	難燃剤、接着剤	意図的添加
57	UV-328 CAS No.25973-55-1	POPs条約	紫外線吸収剤	意図的添加

※1 参考: chemSHERPA 物質リスト Ver2.08.00 に一部又は全てが未収載の化学物質群。

※2 閾値（禁止レベル）が複数ある場合は全て満たすことを条件とする。

製品用部材の包装用部材禁止対象物質

OKI グループが調達する製品用部材の保護、取扱などのために使用される包装材に対して、製品用部材への移行性（接触により物質が移動する性質）を考慮し、禁止対象とする物質。

化学物質群	主な法令及び規制情報	使用例	閾値（禁止レベル）
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP) CASNo.117-81-7	OKI グループの自主規制	袋、箱（樹脂製）、緩衝材、トレー/スティックなど	製品用部材と直接接触する樹脂製又はゴム製の包装用部材への意図的添加
ブチルベンジルフタレート (BBP) CASNo.85-68-7	OKI グループの自主規制	袋、箱（樹脂製）、緩衝材、トレー/スティックなど	製品用部材と直接接触する樹脂製又はゴム製の包装用部材への意図的添加
ジブチルフタレート (DBP) CASNo.84-74-2	OKI グループの自主規制	袋、箱（樹脂製）、緩衝材、トレー/スティックなど	製品用部材と直接接触する樹脂製又はゴム製の包装用部材への意図的添加
ジイソブチルフタレート(DIBP) CASNo.84-69-5	OKI グループの自主規制	袋、箱（樹脂製）、緩衝材、トレー/スティックなど	製品用部材と直接接触する樹脂製又はゴム製の包装用部材への意図的添加

包装用部材の報告対象物質群

No	化学物質群	主な法令及び規制情報	使用例	閾値（報告レベル）
1	ホルムアルデヒド CAS No.50-00-0	オーストリア BGI 1990/194:ホルムアル	織物	包装用部材用の仕上がり織物の質

		デヒド規制§2, 12/2/1990 ; リトアニア衛生基準 HN96:2000(衛生基準及び規制)		量に対する含有率が 75ppm (0.0075wt%)を超える場合
2 ※1	ポリ塩化ビニル(PVC)	IEEE1680(EPEAT:電子製品環境アセスメントツール) ; ECMA-370,8.2.1 ; ブルーエンジェル ; ノルディックスワン	絶縁材、透明紙、シート材、ラベル、クラムシェルパック	包装用部材の質量に対する含有率が 1,000ppm (0.1wt%)を超える場合
3	中鎖塩素化パラフィン(MCCP) (炭素数 14 ~ 17 で塩素化率 45wt%以上のもの)	POPs 条約 (規制候補)	難燃性樹脂原料	意図的添加 POPs 条約で廃絶決定後、禁止対象物質とする予定
4 ※1	炭素数が 9 ~ 21 の長鎖ペルフルオロカルボン酸(PFCA)とその塩及び関連物質	POPs 条約 (規制候補)	フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤	意図的添加 POPs 条約で廃絶決定後、禁止対象物質とする予定
5	ペル/ポリフルオロアルキル化合物 (PFAS)	REACH 規則 (規制候補) ; 米国各州法	難燃剤、潤滑剤、絶縁材、撥水撥油剤、防汚剤、接着剤	意図的添加

※1 参考 : chemSHERPA 物質リスト Ver2.08.00 に一部又は全てが未収載の化学物質群。

表1 包装用部材の具体事例

包装用部材の事例を示す。なお、通い箱についても対象とする。

No	一般名称	適用事例
1	袋	ポリエチレン、紙または不織布袋、静電気防止または金属化シールド袋、開口型で最開封/再封印ができる袋
2	箱	木、プラスチック、金属またはダンボール容器
3	カートン	板紙製折りたたみ箱
4	ブリスタパック/クラムシェル	小型電子製品用の板紙及び透明プラスチック製または二分割の蝶番付のプラスチックシェルでできた販売用パッケージ
5	チップス	ポリエチレン、発泡ポリエチレンまたは生分解性材の空隙充填及び緩み充填用小片
6	緩衝材	エアクッションバンド、発泡エッジならびにコーナ、成形発泡ポリエチレン
7	枠	木枠
8	テープ/粘着テープ	カートンなどの束ね、箱や袋類の封印、製品可動部の保護・固定、印刷テープ（例：注意事項の提示）
9	封筒及び紙入れ	保証書用の封筒、文書同封の紙入れ
10	包装用部材に使用の塗料及びインキ	包装用部材への印刷・マーク用
11	フィルム	カートリッジのシール、液晶ディスプレイの表面保護用
12	乾燥剤	シリカゲル
13	湿度表示カード	最高湿度インジケータ
14	ファスナー	ループファスナー、マジックテープ
15	ラベル	バーコードラベル、RFID(無線認証)ラベル、注意ラベル (製品に直接貼る注意ラベルで、製品使用時に廃棄されるラベルは対象、貼り付けたままの注意ラベルは対象外) 例：輸送時の割れ物注意など
16	トレイ	熱成形トレイ
17	タイ	ケーブルタイ、ツイストタイ
18	チューブ/スリーブ	半導体用マガジンスティック、網状スリーブ
19	スリップシート	プラスチック、積層クラフト紙またはダンボール製のスリップシート
20	包装用部材用金物	ステーブル、釘、留め具、取付け金物
21	包装用部材用支持具	ジョイント、仕切り/スパーサ、グリッパ
22	パレット/ジャケット	木製、圧縮木材製、プラスチック製、CDジャケット
23	リール	半導体用リール
24	ストラップ/ベルト	プラスチック、織物及び金属製のストラップまたはベルト

表2 一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料

すべての物質を網羅しているわけではありません。

例示物質名	化学式	CAS No.
4-アミノアゾベンゼン	C ₁₂ H ₁₁ N ₃	60-09-3
o-アニシジン	C ₇ H ₉ NO	90-04-0
2-ナフチルアミン	C ₁₀ H ₉ N	91-59-8
3,3'-ジクロロベンジジン	C ₁₂ H ₁₀ Cl ₂ O ₂	91-94-1
4-アミノビフェニル	C ₁₂ H ₁₁ N	92-67-1
ベンジジン	C ₁₂ H ₁₂ N ₂	92-87-5
o-トルイジン	C ₇ H ₉ N	95-53-4
4-クロロ-2-メチルアニリン	C ₇ H ₈ ClN	95-69-2
4-メチル-m-フェニレンジアミン	C ₁₄ H ₁₆ N ₂ O ₂	95-80-7
o-アミノアゾトルエン	C ₇ H ₁₀ N ₂	97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン	C ₇ H ₈ N ₂ O ₂	99-55-8
4,4'-メチレンビス(2-クロロアニリン)	C ₁₃ H ₁₂ Cl ₂ N ₂	101-14-4
4,4'-メチレンジアニリン	C ₁₃ H ₁₄ N ₂	101-77-9
4,4'-オキシジアニリン	C ₁₂ H ₁₂ N ₂ O	101-80-4
p-クロロアニリン	C ₆ H ₆ ClN	106-47-8
3,3'-ジメトキシベンジジン	C ₁₄ H ₁₆ N ₂ O ₂	119-90-4
3,3'-ジメチルベンジジン	C ₁₄ H ₁₆ N ₂	119-93-7
6-メトキシ-m-トルイジン	C ₈ H ₁₁ NO	120-71-8
2,4,5-トリメチルアニリン	C ₉ H ₁₃ N	137-17-7
4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	C ₁₂ H ₁₂ N ₂ S	139-65-1
2,4-ジアミノアニソール	C ₇ H ₁₀ N ₂ O	615-05-4
4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	C ₁₅ H ₁₈ N ₂	838-88-0

表3 (EU) REACH ANNEX 17 (参考和訳)

参考 URL : <https://echa.europa.eu/substances-restricted-under-reach>

<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2006/1907/2023-12-01>

原文にて最新情報をご確認の上、本表は参考情報として取り扱ってください。

Entry No	CAS No	物質名	REACH_ANNEX_XVII 制限条件
1	—	ポリ塩化ターフェニル (PCTs)	市場に出してはならない、または以下のものを使用してはならない: —物質として、 —廃油を含む混合物中、または装置中で、50 mg/kg (0.005 重量%) を超える濃度。
2	75-01-4	クロロ - 1 - エチレン (塩化ビニルモノマー)	エアゾールの噴射剤として使用してはならない。 本物質を噴射剤として含有するエアゾールディスペンサーは市販されてはならない。
3	—	委員会指令 93/21/EEC および 96/54/EC によって技術的進歩に適応化された危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に係る 1967 年 6 月 27 日付の理事会指令 67/548/EEC の第 2 条 (2) における定義、ならびに付属書 VI、Part 2、3 および 4 におけるクライテリアに従って危険なものとみなされる液状の物質または調剤。	1. 以下には使用しないものとする。 —装飾用ランプおよび灰皿など、異なる段階で光または色の効果を出すことを目的とした装飾品。 —トリックやジョーク —1 人以上の参加者のためのゲーム、または装飾的な側面があってもそれ自体として使用することを意図した成形品 2. 第一項の規定に適合しない成形品は、市場に出してはならない。 3. 財政上の理由により必要とされる場合を除き、着色剤が含まれている場合には市場に出さないものとし、また、次の場合には香水又はその両方が含まれている場合には市場に出さないものとする。 —一般大衆に供給する装飾用オイルランプの燃料として使用することができる。 —誤嚥の危険性があり、H 304 と表示されている。 4. 一般大衆に供給するための装飾用オイルランプは、欧州標準化委員会 (CEN) が採択した装飾用オイルランプに関する欧州基準 (EN 14059) に適合しない限り、市場に出してはならない。 5. 物質および混合物の分類、表示および包装に関する EU の他の規定の実施を妨げることなく、供給者は、市場に出す前に、以下の要件が満たされることを確保するものとする。 (a) 一般大衆への供給を目的とした H 304 ラベルのランプオイルには、「この液体を満たしたランプを幼児の手の届かない所に保管する」という表示を目に見え、判読でき、かつ消えないようにする。2010 年 12 月 1 日までは、「ランプの油をほんの一口飲んだだけで、あるいはランプの芯を吸い込んだだけでも、生命を脅かす肺損傷につながる可能性がある」; (b) 一般大衆への供給を目的とした、H 304 と表示されたグリルライター用液体は、2010 年 12 月 1 日までに「グリルライター用液体を一口飲むだけで、生命を脅かす肺損傷につながる可能性がある」と判読でき、消えないように表示される。 (c) ランプ油およびグリルライター (H 304 ラベル) は、一般の人に供給することを目的として、2010 年 12 月 1 日までに 1 リットル以下の黒色の不透明な容器に包装されています。
4	126-72-7	リン酸トリス (2,3 - ジプロモプロピル)	1. 皮膚と接触することが意図される衣類、下着、及び寝具類 (linen) のような織物アーティクルに使用されてはならない。 2. 第 1 号に適合しないアーティクルは、上市されてはならない。
5	71-43-2	ベンゼン	1. 遊離状態のベンゼン濃度が、玩具または玩具の一部の重量の 5 mg/kg (0.0005%) を超える玩具または玩具の一部に使用してはならない。 2. 1 項に適合しない玩具および玩具の部品は市場に出してはならない。 3. 市販または使用しないものとする。 —物質として —重量で 0.1% 以上の濃度で、他の物質の成分として、または混合物として。 4. ただし、3 項は以下には適用しないものとする。 (a) 指令 98/70/EC の対象となる自動車燃料; (b) 現行法で定められた量を超える量のベンゼンの排出を許容しない工業プロセスで使用する物質および混合物; (c) ただし、ベンゼンの濃度が体積比 0.1% 未満であることを条件とする。
6	—	(a) クロシドライト (b) アモサイト (c) アンソフィライトア スベスト (d) アクチノライトア スベスト (e) テレモライトアスベ	1. これらの繊維およびこれらの繊維を意図的に添加した成形品および混合物の製造、上市および使用は禁止する。 ただし、2016 年 7 月 13 日に使用中の電解装置用のクリソタイルを含むダイアフラムの使用が、その日まで有効な本項の規定に従って加盟国により免除されていた場合には、そのダイアフラムまたは当該ダイアフラムのメンテナンスのみに使用するクリソタイルの当該装置への使用については、最初のサブパラグラフを 2025 年 7 月 1 日まで適用しないものとする。ただし、その使用が欧州議会および閣僚理事会指令 2010/75/EU (*17) に定める許可証の条件に

		スト (f)クリソタイル アスベスト繊維	<p>従って実施されることを条件とする。</p> <p>かかる免除の恩恵を受ける川下使用者は、各暦年の1月31日までに、当該電気分解装置が設置されている加盟国に、当該免除に基づいてダイアフラムに使用された温石綿の量を示す報告書を送付するものとする。加盟国は、その写しを欧州委員会に送付するものとする。</p> <p>労働者の健康及び安全を保護するために、加盟国が川下使用者による空气中の温石綿のモニタリングを要求する場合には、その結果をその報告書に含めなければならない。</p> <p>2. 1に規定する石綿繊維を含有する成形品であって、2005年1月1日前に既に設置され又は使用されていたものの使用は、廃棄されるか又はその使用期間が終了するまで引き続き認められる。ただし、加盟国は、人の健康の保護を理由として、廃棄される前または使用寿命が終了する前に、かかる成形品の使用を制限、禁止または特定の条件に従わせることができる。</p> <p>加盟国は、2005年1月1日より前にすでに設置および/または使用された、1項で言及されたアスベスト繊維を含有する成形品の全体を、人の健康の高いレベルの保護を確保する特定の条件下で市場に出すことを認めることができる。加盟国は、これらの国内措置を2011年6月1日までに欧州委員会に通知するものとする。委員会は、この情報を公に利用可能にするものとする。</p> <p>3. 物質および混合物の分類、包装およびラベリングに関する共同体の他の規定の適用を妨げることなく、上記の例外に従って許可された、これらの繊維を含有する成形品の上市および使用は、供給者が上市前に成形品に本附則の付録7に従ったラベルが貼付されていることを保証する場合にのみ許可されるものとする。</p>
7	545-55-1	トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド	<p>1. 衣類、下着及びリネンのような、皮膚に接触することを意図した織物成形品に使用してはならない。</p> <p>2. 第一項の規定に適合しない成形品は、市場に出してはならない。</p>
8	—	ポリ臭素化ビフェニル類(PBB)	<p>1. 衣類、下着及びリネンのような、皮膚に接触することを意図した織物成形品に使用してはならない。</p> <p>2. 第一項の規定に適合しない成形品は、市場に出してはならない。</p>
9	—	(a)セッケンボクの粉末(Quillaja saponaria)およびサポニンを含むその誘導体類 (b)Helleborus viridis および Helleborus niger の根の粉末 (c)Veratrum album および Veratrum nigrum の根の粉末 (d)ベンジジンおよび/またはその誘導体類 (e)o-ニトロベンズアルデヒド (f)木粉	<p>1. ジョーク及びいたずら、又はそれ自体として使用することを意図した混合物若しくは成形品、例えばくしゃみの粉末及び悪臭弾の成分として使用してはならない。</p> <p>2. 第1項に適合しないジョークおよびいたずら、またはそれ自体として使用することを意図した混合物または成形品は、市場に出してはならない。</p> <p>3. ただし、1及び2の規定は、液体の含有量が1.5ミリリットル以下の悪臭弾については、適用しない。</p>
10	—	(a)硫化アンモニウム (b)硫化水素アンモニウム (c)ポリ硫化アンモニウム	<p>1. ジョーク及びいたずら、又はそれ自体として使用することを意図した混合物若しくは成形品、例えばくしゃみの粉末及び悪臭弾の成分として使用してはならない。</p> <p>2. 第1項に適合しないジョークおよびいたずら、またはそれ自体として使用することを意図した混合物または成形品は、市場に出してはならない。</p> <p>3. ただし、1及び2の規定は、液体の含有量が1.5ミリリットル以下の悪臭弾については、適用しない。</p>
11	—	揮発性のプロモ酢酸エステル類: (a)プロモ酢酸メチル (b)プロモ酢酸エチル (c)プロモ酢酸プロピル (d)プロモ酢酸ブチル	<p>1. ジョーク及びいたずら、又はそれ自体として使用することを意図した混合物若しくは成形品、例えばくしゃみの粉末及び悪臭弾の成分として使用してはならない。</p> <p>2. 第1項に適合しないジョークおよびいたずら、またはそれ自体として使用することを意図した混合物または成形品は、市場に出してはならない。</p> <p>3. ただし、1及び2の規定は、液体の含有量が1.5ミリリットル以下の悪臭弾については、適用しない。</p>
12	—	2-ナフチルアミンおよびその塩類	項目12から項目15に以下を適用するものとする。 重量で0.1%を超える濃度の物質または混合物として市場に出したり、使用したりしてはならない。
13	—	ベンジジンおよびその塩類	項目12から項目15に以下を適用するものとする。 重量で0.1%を超える濃度の物質または混合物として市場に出したり、使用したりしてはならない。
14	92-93-3	4-ニトロビフェニル	項目12から項目15に以下を適用するものとする。 重量で0.1%を超える濃度の物質または混合物として市場に出したり、使用したりしてはならない。

15	—	4 - アミノピフェニル およびその塩類 (4-アミノピフェニル キセニルアミン)	
16	—	炭酸鉛類： (a) 中性無水炭酸塩 (PbCO_3) (b) ビス(炭酸)二水 酸化三鉛 $2\text{PbCO}_3\text{-}$ Pb(OH)_2	物質または混合物が塗料として使用されることが意図されている場合には、物質または混合物として上市または使用しないものとする。 ただし、加盟国は、13年の国際労働機関(ILO)条約の規定に従って、芸術作品、歴史的建造物およびその内部の修復および維持のための物質または混合物の自国領土での使用、ならびにかかる使用のための市場への投入を許可することができる。加盟国がこの減免を利用する場合、その加盟国はその旨を委員会に通知するものとする。
17	—	硫酸鉛類： (a) PbSO_4 (1:1) (b) Pb_2SO_4	物質または混合物が塗料として使用されることが意図されている場合には、物質または混合物として上市または使用しないものとする。 ただし、加盟国は、13年の国際労働機関(ILO)条約の規定に従って、芸術作品、歴史的建造物およびその内部の修復および維持のための物質または混合物の自国領土での使用、ならびにかかる使用のための市場への投入を許可することができる。加盟国がこの減免を利用する場合、その加盟国はその旨を委員会に通知するものとする。
18	—	水銀化合物	物質または混合物が以下の用途に使用される場合には、物質または混合物として上市または使用しないものとする。 (a) 以下の微生物、植物または動物による汚染を防止すること： ボートの船体 —魚または貝類の養殖に使用されるケージ、フロート、網およびその他の器具または装置。 —完全にまたは部分的に水没した器具または装置； (b) 木材の保存に； (c) その製造を目的としたヘビーデューティ工業用繊維および糸の含浸において； (d) その使用にかかわらず、工業用水の処理において。
18a	7439- 97-6	水銀	1. 市販しないものとする。 (a) 体温計で； (b) 一般大衆への販売を目的としたその他の測定装置(気圧計、気圧計、血圧計、体温計以外の温度計等)にも適用する。 2. 1項の制限は、2009年4月3日より前に共同体内で使用されていた測定装置には適用しないものとする。ただし、加盟国は、かかる測定装置の市場投入を制限または禁止することができる。 3. 1(b)の制限は、次のものには適用しない。 (a) 50年以上前の測定装置(2007年10月3日)； (b) ただし、2009年10月3日までは気圧計(点(a)内の気圧計を除く)。 5. 工業用および業務用の以下の水銀含有測定装置は、2014年4月10日より後に市場に投入してはならない： (a) 気圧計； (b) 湿度計； (c) 圧力計； (d) 血圧計； (e) プレチスモグラフで使用するひずみゲージ； (f) 張力計； (g) 温度計およびその他の非電気的溫度測定用途。 この制限は、(a)項から(g)項に基づく測定装置で、水銀を充填することが意図されている場合は空の状態で市販されているものにも適用するものとする。 6. 5の制限は、次のものには適用しない。 (a) 使用する血圧計： (i) 2012年10月10日に行われた疫学調査で； (ii) 無水銀血圧計の臨床検証試験における標準品として； (b) 2017年10月10日まで水銀温度計の使用を要求する基準に従ったテストを実施することのみを目的とした温度計； (c) 白金測温抵抗体の校正に使用される水銀三点セル。 7. 業務用および産業用の以下の水銀使用測定装置は、2014年4月10日より後に市場に投入してはならない： (a) 水銀比重瓶； (b) 軟化点を決定するための水銀計量装置。 8. 5及び7に規定する制限は、次のものについては、適用しない。 (a) 50年以上前の測定装置(2007年10月3日)；

			(b) 文化的小および歴史的目的のために公共の展示会に展示される測定装置。
19	—	ヒ素化合物	<p>1. 以下の微生物、植物または動物による汚染を防止するために使用することが意図された物質または混合物の市場に投入したり、物質または混合物として使用したりしてはならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> —ボートの船体 —魚または貝類の養殖に使用されるケージ、フロート、網およびその他の器具または装置。 —完全にまたは部分的に水没した装置または装置。 <p>2. 物質または混合物の用途にかかわらず、その物質または混合物が工業用水の処理に使用されることが意図されている場合には、その物質または混合物として上市または使用してはならない。</p> <p>3. 木材の保存に使用してはならない。さらに、そのように処理された木材は市場に出してはならない。</p> <p>4. 3 項の減免として、</p> <p>(a) 木材防腐用の物質および混合物に関して:これらは、銅、クロム、ヒ素 (CCA) タイプ C の無機化合物の溶液であり、指令 98/8/EC の第 5 条 (1) 項に従って認可されている場合限り、木材に含浸させるために真空または圧力を用いる工業施設で使用することができる。このように処理した木材は、保存剤の固定が完了するまでは上市してはならない。</p> <p>(b) (a) 項に従って CCA 溶液で処理した木材は、その構造上の完全性が人または家畜の安全のために必要であり、かつ、その使用期間中に一般公衆が皮膚に接触する可能性が低い場合限り、専門的小および工業的用途のために市場に投入することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> —公共小および農業建築物、オフィスビル、小および工業施設における構造材として、橋や橋工事では —例えば、棧橋や橋など、淡水域や汽水域の建築用材として。 —騒音障壁として —雪崩制御では —高速道路の安全柵小およびバリアにおいて、 —枝分かれした丸い針葉樹の家畜柵の柱として。 —土留め構造物、 —送電用と電気通信用の柱として <p>地下鉄道枕木として。</p> <p>(c) 物質小および混合物の分類、包装小およびラベリングに関する共同体の他の規定の適用を妨げることなく、供給者は、市場に投入する前に、市場に投入されるすべての処理木材に個別に「専門的小および工業的な設置小および使用の場合に限り、ヒ素を含む」というラベルを貼付することを確保するものとする。さらに、市販されているパック入りの木材にはすべて、「この木材を扱うときは手袋を着用すること」というラベルも貼付するものとする。この木を切ったり、その他の方法で細工するときは、防塵マスクと目の保護具を着用してください。この木材からの廃棄物は、認可事業者が危険物として処理するものとする。</p> <p>(d) (a) 項で言及された処理木材は、以下には使用しないものとする。</p> <p>目的にかかわらず、住宅または住宅建築物において、</p> <ul style="list-style-type: none"> —皮膚接触を繰り返す恐れのあるいかなる用途においても、 —海洋では、 —家畜柵の支柱小および点 (b) に従った構造用途以外の農業目的の場合、 —処理された木材が人小および/または動物による消費を目的とした中間製品または完成製品と接触する可能性のある用途。 <p>5. 2007 年 9 月 30 日より前に共同体内で使用されていたか、または第 4 項に従って市販されたヒ素化合物で処理された木材は、使用寿命が終了するまで使用し続けてもよい。</p> <p>6. 2007 年 9 月 30 日より前に共同体内で使用されていた、または 4 項に従って市場に投入された CCA タイプ C で処理された木材:</p> <ul style="list-style-type: none"> —は、4 項 (b)、(c) 小および (d) に記載された使用に関する条件に従って使用または再使用することができる。 —4 項 (b)、(c) 小および (d) に記載された使用に関する条件に従って市場に投入することができる。 <p>7. 加盟国は、2007 年 9 月 30 日より前に共同体内で使用されていた他のタイプの CCA 溶液で処理された木材を認めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> —4 項 (b)、(c) 小および (d) に記載された使用に関する条件に従って使用または再使用すること。 —4 項 (b)、(c) 小および (d) に記載された使用に関する条件に従って市場に投入すること。
20	—	有機スズ化合物	<p>1. 当該物質または混合物が遊離結合塗料中で殺生物剤として作用している場合には、当該物質または混合物中の物質または混合物として市販または使用してはならない。</p> <p>2. 以下の微生物、植物または動物による汚染を防止するために、物質または混合物が殺生物剤として作用する場合には、当該物質または混合物の市販または物質または混合物に使用し</p>

		<p>てはならない:</p> <p>(a) 長さのいかんを問わず、海洋、沿岸、河口、内陸の水路及び湖での使用を目的とするすべての船舶;</p> <p>(b) 魚又は貝の養殖に使用するかご、浮き、網その他の器具又は設備;</p> <p>(c) 完全にまたは部分的に水没した器具または装置。</p> <p>3. 物質または混合物が工業用水の処理に使用されることが意図されている場合には、物質または混合物として上市または使用してはならない。</p> <p>4. 三置換有機スズ化合物</p> <p>(a) トリブチルスズ (TBT) 化合物及びトリフェニルスズ (TPT) 化合物のような三置換有機スズ化合物は、成形品又はその一部の濃度がスズの 0.1% 重量当量を超える場合には、2010 年 7 月 1 日より後には使用してはならない。</p> <p>(b) (a) 項に適合しない成形品は、2010 年 7 月 1 日より前にすでに共同体内で使用されていた成形品を除き、当該日より後に市場に出してはならない。</p> <p>5. ジブチルスズ (DBT) 化合物:</p> <p>(a) ジブチルスズ (DBT) 化合物は、2012 年 1 月 1 日以降、混合物および一般公衆に供給する成形品に使用してはならない。ただし、混合物または成形品もしくはその一部の濃度がスズの 0.1% 重量当量を超える場合に限る。</p> <p>(b) (a) 項に適合しない成形品および混合物は、2012 年 1 月 1 日より前にすでに欧州共同体で使用されていた成形品を除き、その日より後に市場に出してはならない。</p> <p>(c) 減免として、(a) 項および (b) 項は、一般大衆に供給するための以下の成形品および混合物には 2015 年 1 月 1 日まで適用しないものとする。</p> <p>-1 成分および 2 成分の室温加硫シーラント (RTV-1 および RTV-2 シーラント) および接着剤</p> <p>-成形品に塗布する際に触媒として DBT 化合物を含有する塗料およびコーティング、</p> <p>-軟質ポリ塩化ビニル (PVC) の外形 (単独または硬質 PVC との共押出)</p> <p>-屋外用途を目的とする場合、安定剤として DBT 化合物を含有する PVC でコーティングされた織物。</p> <p>-屋外の雨水管、側溝および取り付け具、ならびにルーフおよびファサード用の被覆材、</p> <p>(d) 減免として、(a) 項および (b) 項は、規則 (EC) No 1935/2004 に基づいて規制される材料および成形品には適用しないものとする。</p> <p>6. ジオクチルスズ (DOT) 化合物:</p> <p>(a) ジオクチルスズ (DOT) 化合物は、以下の成形品中の濃度またはその一部がスズの 0.1% 重量相当量を超える場合、2012 年 1 月 1 日以降、一般公衆への供給または一般公衆による使用に使用してはならない:</p> <p>-皮膚に接触することを目的とした織物</p> <p>-手袋</p> <p>-皮膚に接触することを目的とした履物または履物の一部</p> <p>-壁および床の被覆</p> <p>-育児用品</p> <p>-女性用衛生用品</p> <p>-おむつ</p> <p>-2 液室温加硫成形キット (RTV-2 成形キット)。</p> <p>(b) (a) 項に適合しない成形品は、2012 年 1 月 1 日より前にすでに共同体内で使用されていた成形品を除き、当該日より後に市場に出してはならない。</p>	
21	75113-37-0	ジ - μ - オキソ - ジ - n - ブチルスズヒドロキシボラン (DBB)	<p>重量で 0.1% 以上の濃度で市販したり、物質として使用したり、混合物に使用したりしてはならない。</p> <p>ただし、第 1 段落は、成形品への変換のみを目的としており、成形品中の本物質の濃度が 0.1% 以上でなくなる物質 (DBB) またはそれを含む混合物には適用しない。</p>
23	—	カドミウムおよびその化合物	<p>本項目の目的のために、角括弧内に示したコード及び章は、閣僚理事会規則 (EEC) No 2658/87 (*1) によって定められた共通関税率表の関税及び統計上の品目表のコード及び章である。</p> <p>1. 次の合成有機ポリマー (以下「プラスチック材料」という。) から製造される混合物および成形品には使用しないものとする。</p> <p>-塩化ビニル (PVC) の重合体または共重合体 [3904 10] [3904 21]</p> <p>-ポリウレタン (PUR) [3909 50]</p> <p>-着色マスターバッチの製造に使用される低密度ポリエチレンを除く低密度ポリエチレン (LDPE) [3901 10]</p> <p>-酢酸セルロース (CA) [3912 11]</p> <p>-酢酸酪酸セルロース (CAB) [3912 11]</p> <p>-エポキシ樹脂 [3907 30]</p> <p>-メラミン-ホルムアルデヒド (MF) 樹脂 [3909 20]</p>

		<p>-尿素-ホルムアルデヒド (UF) 樹脂 [3909 10] -不飽和ポリエステル (UP) [3907 91] -ポリエチレンテレフタレート (PET) [3907 60] -ポリブチレンテレフタレート (PBT) -透明/汎用ポリスチレン [3903 11] -アクリロニトリルメチルメタクリレート (AMMA) -架橋ポリエチレン (VPE) -耐衝撃性ポリスチレン -ポリプロピレン (PP) [3902 10]</p> <p>上記のプラスチック材料から生産された混合物および成形品は、カドミウム (金属カドミウムとして表す) 濃度が当該プラスチック材料の重量の 0.01% 以上である場合には、市場に投入してはならない。</p> <p>緩和として、第 2 段落は、2011 年 12 月 10 日より前に市場に出された成形品には適用しないものとする。</p> <p>第 1 段落および第 2 段落は、閣僚理事会指令 94/62/EC (*13) およびそれに基づいて採択された法令を侵害することなく適用する。</p> <p>欧州委員会は、2012 年 11 月 19 日までに、第 69 条に従い、プラスチック材料中のカドミウムおよびその化合物 (1 項記載以外) の使用を制限すべきかどうかを評価するため、欧州化学物質庁に対し、附則 XV の要件に適合する一式文書を作成するよう要請するものとする。</p> <p>2. コード [3208] [3209] の塗料には、重量で 0.01% 以上の濃度 (金属カドミウムで表示) で使用または市販してはならない。</p> <p>コード [3208] [3209] で、亜鉛含有量が塗料の重量の 10% を超える塗料の場合、カドミウム (金属カドミウムとして表す) 濃度は、重量で 0.1% 以上であってはならない。</p> <p>カドミウム (金属カドミウムとして表示) 濃度が塗装品の塗料重量の 0.1% 以上である塗装品は、市場に出してはならない。</p> <p>3. 適用除外として、1 項および 2 項は、安全上の理由からカドミウムを含む混合物で着色した成形品には適用しないものとする。</p> <p>4. 減免として、1 項の第 2 段落は、以下には適用しないものとする。</p> <p>-PVC 廃棄物 (以下「回収 PVC」という) から生成される混合物 -回収された PVC を含有する混合物および成形品で、以下の硬質 PVC 用途においてカドミウム (金属カドミウムとして表す) 濃度がプラスチック材料の重量の 0.1% を超えないもの:</p> <p>(a) アプリケーションを構築するための縦断と硬質シート; (b) ドア、窓、シャッター、壁、ブラインド、フェンス、およびルーフガター; (c) デッキとテラス; (d) ケーブルダクト; (e) 回収された PVC が多層パイプの中間層に使用され、かつ、上記 1 項に適合して新たに製造された PVC の層で全体が覆われている場合には、非飲料水用パイプ。</p> <p>供給者は、回収された PVC を含む混合物および成形品を初めて市場に投入する前に、これらの混合物および成形品に「回収された PVC を含む」または以下の絵表示を目に見え、読みやすく、かつ消えないように表示することを確保するものとする。</p>  <p>本規則の第 69 条に従って、4 項で付与された減免は、特にカドミウムの規制値を削減し、(a) 項から (e) 項に掲出された申請に対する減免を再評価するために、2017 年 12 月 31 日までに見直す。</p> <p>5. 本項目の意図するところでは、「カドミウムメッキ」とは、金属表面上の金属カドミウムの堆積物またはコーティングを指す。</p> <p>以下の分野/用途で使用される金属成形品または成形品の構成部品のカドミウムメッキには使用しないものとする。</p> <p>(a) 以下の装置および機械: —食料生産 [8210] [8417 20] [8419 81] [8421 11] [8421 22] [8422] [8435] [8437] [8438] [8476 11] 農業 [8419 31] [8424 81] [8432] [8433] [8434] [8436] 冷却および固化 [8418] —印刷と製本 [8440] [8442] [8443]</p> <p>(b) 次のものの生産のための設備及び機械 —家庭用品 [7321] [8421 12] [8450] [8509] [8516] —家具 [8465] [8466] [9401] [9402] [9403] [9404]</p>
--	--	---

		<p>—衛生陶器 [7324] 中央冷暖房プラント [7322] [8403] [8404] [8415] いずれの場合も、その使用または最終目的が何であれ、上記 (a) 項および (b) 項に列挙された分野/用途で使用されるカドミウムめっき成形品またはかかる成形品の構成部品および上記 (b) 項に列挙された分野で製造された成形品の市場への投入は禁止される。 6.5 の規定は、カドミウムめっきを施した成形品又はその部分品であって、次の (a) 及び (b) に掲げる分野において使用されるもの及び次の (b) に掲げる分野において製造されるものについても適用する。 (a) 次のものの生産のための設備及び機械 紙および板紙 [8419 32] [8439] [8441] 織物および衣類 [8444] [8445] [8447] [8448] [8449] [8451] [8452] (b) 次のものの生産のための設備及び機械 産業用荷役機械および機械 [8425] [8426] [8427] [8428] [8429] [8430] [8431] 道路および農業車両 [第 87 章] —車両 [チャプター86] —容器 [第 89 章] 7. ただし、5 及び 6 に規定する制限は、次のものについては、適用しない。 —航空、航空宇宙、鉱業、海洋及び原子力の分野で使用される成形品及びその構成部品であって、その用途が高い安全基準を必要とするもの、並びに道路用及び農業用の車両、鉄道車両及び船舶の安全装置で使用されるもの —取り付けられている装置に要求される信頼性を確保するために必要なあらゆる使用分野の電気接点。 8. 重量で 0.01% 以上の濃度のロウ付け用フィラーには使用しないものとする。 カドミウム (金属カドミウムとして表す) 濃度が重量で 0.01% 以上である場合は、ろう材を市販してはならない。 本項の目的においては、ろう付けとは、合金を使用し、450°C を超える温度で行われる接合技術を指すものとする。 9. 減免として、8 項は、防衛および航空宇宙用途に使用されるろう付け充填材ならびに安全上の理由から使用されるろう付け充填材には適用しないものとする。 10. 濃度が以下の金属の重量の 0.01% 以上である場合は、使用または市販しないものとする。 (i) 宝石製造用の金属ビーズ及びその他の金属部品; (ii) 次のものを含む宝石類及び身辺用模造細貨類の金属部分 —ブレスレット、ネックレス、指輪 ピアスをする宝石 —腕時計と腕時計、 —ブローチとカフスポタン。 11. 例外として、10 項は、2011 年 12 月 10 日より前に市場に出された成形品及び 2011 年 12 月 10 日に 50 年を超えて販売された宝飾品には適用されない。</p>	
24	76253-60-6	モノメチル-テトラクロロジフェニルメタン 商品名: Ugilec 141	<p>1. 物質または混合物として上市または使用してはならない。 物質を含む成形品は上市してはならない。 2. 減免として、1 項は適用しないものとする。 (a) 1994 年 6 月 18 日にすでに使用されているプラント及び機械の場合は、当該プラント及び機械が処分されるまでの間; (b) 1994 年 6 月 18 日に加盟国内ですでに使用されているプラントおよび機械のメンテナンスの場合。 (a) 項の目的において、加盟国は、人の健康保護および環境保護を理由として、廃棄前の当該プラントまたは機械の使用をその領土内で禁止することができる。</p>
25	—	モノメチル-ジクロロジフェニルメタン 商品名: Ugilec 121、Ugilec 21	<p>物質または混合物として上市または使用してはならない。 物質を含む成形品は上市してはならない。</p>
26	99688-47-8	モノメチル-ジプロモジフェニルメタン 商品名: DBBT	<p>物質または混合物として上市または使用してはならない。 物質を含む成形品は上市してはならない。</p>
27	—	ニッケルおよびその化合物	<p>1. 使用しないものとする。 (a) ピアスの穴を開けた耳や人体の他のピアスの穴を開けた部分に挿入されるすべてのポストアセンブリからのニッケルの放出速度が 0.2µg/cm²/週 (移動限界) 未満である場合を除く; (b) 以下のような、皮膚に直接かつ長期的に接触することを意図した成形品 —イヤリング —ネックレス、ブレスレット、チェーン、アンクレット、指輪、</p>

			<p>腕時計のケース、腕時計のストラップ、および締め具、</p> <p>リベットボタン、タイトナー、リベット、ジッパーおよび金属マーク（衣服に使用する場合）</p> <p>これらの成形品の一部からのニッケルの直接かつ長期の皮膚接触による放出率が 0.5µg/cm²/週を超える場合。</p> <p>(c) (b) 項に言及された成形品で、非ニッケルコーティングが施されているもの。ただし、当該コーティングが、当該成形品の当該部分が皮膚に直接かつ長時間接触したときのニッケル放出率が、当該成形品の通常の使用期間中少なくとも 2 年間にわたり 0.5µg/cm²/週を超えないことを保証するのに十分である場合を除く。</p> <p>2. 第一項の対象となる成形品は、同項に定める要件に適合するものでなければ、市場に出してはならない。</p> <p>3. 欧州標準化委員会 (CEN) が採択した基準を、アートの 1 項および 2 項への適合性を証明するためのテスト方法として使用するものとする。</p>
28	—	規則 (EC) No 1272/2008、附則 VI、パート 3 において発がん性カテゴリ 1 A または 1 B に分類され、それぞれ付録 1 または付録 2 に掲出されている物質。	<p>この附属書の他の部の規定の適用を妨げることなく、28 から 30 までの項目については、次の規定を適用する。</p> <p>1. 市販または使用しないものとする。</p> <p>—物質として、</p> <p>—他の物質の成分として、または</p> <p>—混合物中</p> <p>物質または混合物中の個々の濃度が下記の値以上である場合の一般大衆への供給用:</p> <p>—規則 (EC) No 1272/2008、附則 VI のパート 3 に規定された該当する特定濃度規制値、または</p> <p>—規則 (EC) No 1272/2008 の附則 I のパート 3 に規定された該当する一般的な濃度規制値。</p> <p>物質および混合物の分類、包装およびラベリングに関する欧州共同体の他の規定の実施を妨げることなく、供給者は、市場に出す前に、当該物質および混合物の包装が以下のように目に見え、読みやすく、消えないように表示されることを確保するものとする。</p> <p>「プロフェッショナルユーザーに限定」。</p> <p>2. 減免により、1 項は以下には適用しないものとする。</p> <p>(a) 指令 2001/82/EC および指令 2001/83/EC に定義された医薬品または動物用医薬品;</p> <p>(b) 指令 76/768/EEC に定義する化粧品;</p> <p>(c) 以下の燃料および石油製品:</p> <p>指令 98/70/EC の対象となる自動車燃料、</p> <p>—移動式または固定式燃焼プラントで燃料として使用することを目的とした鉱物油製品</p> <p>—閉鎖系で販売される燃料(例えば液体ガスボトル);</p> <p>(d) 規則 (EC) No 1272/2008 の対象となる画家の絵の具;</p> <p>(e) 付録 11 の第 1 欄に記載されている物質 (付録 11 の第 2 欄に記載されている用途または用途の場合)。付録 11 の第 2 列に日付が規定されている場合は、当該日付まで減免を適用するものとする。</p> <p>(f) 規則 (EU) 2017/745 の対象となる装置。</p>
29	—	規則 (EC) No 1272/2008、附則 VI、パート 3 において生殖細胞変異原性カテゴリ 1 A または 1 B に分類され、それぞれ付録 3 または付録 4 に掲出されている物質。	<p>1. 市販または使用しないものとする。</p> <p>—物質として、</p> <p>—他の物質の成分として、または</p> <p>—混合物中</p> <p>物質または混合物中の個々の濃度が下記の値以上である場合の一般大衆への供給用:</p> <p>—規則 (EC) No 1272/2008、附則 VI のパート 3 に規定された該当する特定濃度規制値、または</p> <p>—規則 (EC) No 1272/2008 の附則 I のパート 3 に規定された該当する一般的な濃度規制値。</p> <p>物質および混合物の分類、包装およびラベリングに関する欧州共同体の他の規定の実施を妨げることなく、供給者は、市場に出す前に、当該物質および混合物の包装が以下のように目に見え、読みやすく、消えないように表示されることを確保するものとする。</p> <p>「プロフェッショナルユーザーに限定」。</p> <p>2. 減免により、1 項は以下には適用しないものとする。</p> <p>(a) 指令 2001/82/EC および指令 2001/83/EC に定義された医薬品または動物用医薬品;</p> <p>(b) 指令 76/768/EEC に定義する化粧品;</p> <p>(c) 以下の燃料および石油製品:</p> <p>指令 98/70/EC の対象となる自動車燃料、</p> <p>—移動式または固定式燃焼プラントで燃料として使用することを目的とした鉱物油製品</p> <p>—閉鎖系で販売される燃料(例えば液体ガスボトル);</p> <p>(d) 規則 (EC) No 1272/2008 の対象となる画家の絵の具;</p> <p>(e) 付録 11 の第 1 欄に記載されている物質 (付録 11 の第 2 欄に記載されている用途または用途の場合)。付録 11 の第 2 列に日付が規定されている場合は、当該日付まで減免を適用するものとする。</p> <p>(f) 規則 (EU) 2017/745 の対象となる装置。</p>
30	—	規則 (EC) No 1272/2008、附則 VI のパート 3 において生殖毒性カテゴリ 1 A または 1 B に分類され、それぞれ付録 5 または付録 6 に掲出されている物質。	<p>1. 市販または使用しないものとする。</p> <p>—物質として、</p> <p>—他の物質の成分として、または</p> <p>—混合物中</p> <p>物質または混合物中の個々の濃度が下記の値以上である場合の一般大衆への供給用:</p> <p>—規則 (EC) No 1272/2008、附則 VI のパート 3 に規定された該当する特定濃度規制値、または</p> <p>—規則 (EC) No 1272/2008 の附則 I のパート 3 に規定された該当する一般的な濃度規制値。</p> <p>物質および混合物の分類、包装およびラベリングに関する欧州共同体の他の規定の実施を妨げることなく、供給者は、市場に出す前に、当該物質および混合物の包装が以下のように目に見え、読みやすく、消えないように表示されることを確保するものとする。</p> <p>「プロフェッショナルユーザーに限定」。</p> <p>2. 減免により、1 項は以下には適用しないものとする。</p> <p>(a) 指令 2001/82/EC および指令 2001/83/EC に定義された医薬品または動物用医薬品;</p> <p>(b) 指令 76/768/EEC に定義する化粧品;</p> <p>(c) 以下の燃料および石油製品:</p> <p>指令 98/70/EC の対象となる自動車燃料、</p> <p>—移動式または固定式燃焼プラントで燃料として使用することを目的とした鉱物油製品</p> <p>—閉鎖系で販売される燃料(例えば液体ガスボトル);</p> <p>(d) 規則 (EC) No 1272/2008 の対象となる画家の絵の具;</p> <p>(e) 付録 11 の第 1 欄に記載されている物質 (付録 11 の第 2 欄に記載されている用途または用途の場合)。付録 11 の第 2 列に日付が規定されている場合は、当該日付まで減免を適用するものとする。</p> <p>(f) 規則 (EU) 2017/745 の対象となる装置。</p>
31	—	次の物質の 1 つ以上を含有する物質および調剤: (a) クレオソート (b) クレオソート油 (c) 留出物 (コールター)、ナフタリン油 (d) クレオソート油、アセナフテン留分 (e) 留出物 (コールター)、高温留分 (upper) (f) アントラセン油 (g) タール酸、石炭系、粗 (h) クレオソート、木質 (i) タール油、アルカリ性、低温	<p>1. 当該物質または混合物が木材の処理を目的としている場合には、当該物質または混合物として市販または使用しないものとする。さらに、そのように処理された木材は市場に出してはならない。</p> <p>2. 1 項の減免として、</p> <p>(a) 物質および混合物は、以下を含む場合に限り、産業施設における木材処理に使用することができ、または現場での再処理のための作業員の保護に関する共同体法規の対象である専門家が使用することができる。</p> <p>(i) 濃度が 50 mg/kg (重量で 0.005%) 未満のベンゾ [a] ピレン、および</p> <p>(ii) 重量で 3% 未満の濃度の水で抽出できるフェノール類。</p> <p>工業施設または専門家による木材処理に使用するための物質および混合物:</p> <p>—容量が 20 リットル以上のパッケージのみで市販することができる。</p> <p>—消費者に販売してはならない。</p> <p>物質および混合物の分類、包装およびラベリングに関する共同体の他の規定の適用を妨げることなく、供給者は、当該物質および混合物の包装が以下のように目に見え、読みやすく、かつ消えないように表示されていることを市場に投入する前に確保するものとする。</p> <p>「産業施設または専門的な治療のみでの使用」。</p> <p>(b) (a) の規定に従って産業施設において処理された木材又は専門家によって処理された木材であって、最初に上市され、又は現場において後退されたものは、例えば、鉄道、送電及び電気通信、柵、農業目的 (例えば、樹木の支持のための杭) 並びに港湾及び水路において、専門的及び産業的用途にのみ使用することができる。</p> <p>(c) 1 項の市販の禁止は、2002 年 12 月 31 日より前に 31 項 (a) から (i) に掲げる物質で処理</p>

			<p>され、再使用のために中古市場に出された木材には適用しない。</p> <p>3.2 (b) 及び (c) にいう処理木材は、次の場合には使用してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 建物の中で、その目的が何であれ — 玩具で — 遊び場で — 頻繁な皮膚接触のリスクがある公園、庭園、屋外のレクリエーションおよびレジャー施設 — ピクニックテーブルのようなガーデン家具の製造で — 以下のものの製造および使用ならびに再処理のため: <ul style="list-style-type: none"> — 成長目的のコンテナ — 人および/または動物が消費することを目的とする原料、中間製品または完成製品と接触する可能性のある包装、 — 上記成形品を汚染する可能性のあるその他の材料。
32	67-66-3	クロロホルム	この附属書の他の部の規定の適用を妨げることなく、32 から 38 までの項目については、次の規定を適用する。
34	79-00-5	1, 1, 2-トリクロロエタン EC No 201-166-9	1. 市販または使用しないものとする。 — 物質として、 — 他の物質の成分として、または 0.1% (重量) 以上の濃度の混合物として、
35	79-34-5	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン EC No 201-197-8	物質または混合物が一般公衆への供給を目的としている、および/または表面洗浄や織物の洗浄などの拡散用途を目的としている場合。
36	630-20-6	1, 1, 1, 2-テトラクロロエタン	2. 物質および混合物の分類、包装およびラベリングに関する共同体の他の規定の適用を妨げることなく、供給者は、当該物質および混合物を重量で 0.1% 以上の濃度で含有する包装が、以下のとおり目に見え、読みやすく、消えないように表示されることを市場に出す前に確保するものとする。
37	76-01-7	ペンタクロロエタン EC No 200-925-1	「産業施設での使用のみ」。
38	75-35-4	1, 1-ジクロロエチレン EC No 200-864-0	例外として、本規定は以下には適用しないものとする。 (a) 指令 2001/82/EC および指令 2001/83/EC に定義された医薬品または動物用医薬品; (b) 指令 76/768/EEC に定義された化粧品。
40	—	可燃性/引火性ガスカテゴリ1または2、可燃性液体カテゴリ1、2または3、可燃性固体カテゴリ1または2、水と接触して可燃性/引火性ガスを発生する物質および混合物、カテゴリ1、2または3、自然発火性液体カテゴリ1または自然発火性固体カテゴリ1に分類される物質 (規則 (EC) No 1272/2008 附則 VI のパート 3 に記載されているかどうかは問わない)。	<p>1. 以下のような娯楽および装飾目的で一般大衆に供給することを目的としたエアゾルディスペンサーに、物質または混合物として使用してはならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> — 主に装飾を目的とした金属グリッター — 人工の雪と霜 — ブーブークッション — 馬鹿げたストリング・エアゾール — 模造排泄物、 — パーティー用のホーン — 装飾用薄片および発泡体、 — 人工のクモの巣 — 悪臭弾 <p>2. 物質の分類、包装およびラベリングに関する共同体の他の規定の適用を妨げることなく、供給者は、上記のエアゾルディスペンサーの包装に以下のものが目に見え、読みやすく、消えないように表示されていることを市場に出す前に確保するものとする。 「プロフェッショナルユーザー専用」。</p> <p>3. 緩和措置として、1 項および 2 項は閣僚理事会指令 75/324/EEC (*2) の第 8 条 (1 a) に言及されたエアゾルディスペンサーには適用しないものとする。</p> <p>4. 1 及び 2 に規定するエアゾルディスペンサーは、表示された要件に適合しない限り、販売してはならない。</p>
41	67-72-1	ヘキサクロロエタン	物質または混合物が非鉄金属の製造または加工を目的としている場合には、当該物質または混合物を市販したり、物質または混合物として使用したりしてはならない。
43	—	アゾ色素、アゾ染料	<p>1. 一つ以上のアゾ基の還元的開裂により、付録 8 に記載された芳香族アミンの一つ以上を検出可能な濃度、すなわち付録 10 に記載された試験方法に従って成形品またはその染色部分に 30 mg/kg (重量比 0.003%) を超える濃度で放出する可能性のあるアゾ染料は、以下のような人の皮膚または口腔に直接かつ長期的に接触する可能性のある繊維成形品および皮革成形品には使用してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 衣類、寝具、タオル、ヘアピース、かつら、帽子、おむつおよびその他の衛生用品、寝袋 — 履物、手袋、腕時計ストラップ、ハンドバッグ、財布/財布、ブリーフケース、チェアカバー、首からかけた財布、 — 繊維製又は革製の玩具及び繊維製又は革製の衣類を含む玩具 — 最終消費者による使用を目的とした糸および織物。

			<p>2. 更に、1にいう織物及び皮革成形品は、同項に定める要件に適合しない限り、市場に出してはならない。</p> <p>3. 付録9「アゾ染料のリスト」に含まれるアゾ染料は、その物質または混合物が繊維成形品および皮革成形品の着色を目的としている場合には、重量で0.1%を超える濃度で市場に投入したり、物質または混合物として使用してはならない。</p>
45	—	ジフェニルエーテルオクタプロモ誘導体 $C_{12}H_2Br_8O$	<p>1. 市場に出してはならない、または以下のものを使用してはならない: -物質として -重量で0.1%を超える濃度で、他の物質の成分として、または混合物として。</p> <p>2. 本物質が重量比で0.1%を超える濃度で含まれている成形品またはその難燃性部品は上市してはならない。</p> <p>3. 減免として、2項は適用しないものとする。 -2004年8月15日より前に共同体で使用されていた成形品に対して。 -指令2002/95/ECの適用範囲内の電気および電子装置に対して。</p>
46	—	(a)ノニルフェノール $C_6H_4(OH)C_9H_{19}$ (b)ノニルフェノールエトキシラート (C_2H_4O) $nC_{15}H_{24}O$	<p>以下の目的のために、重量で0.1%以上の濃度の物質または混合物として市販したり、使用したりしてはならない:</p> <p>(1) 以下を除く工業用および施設用洗浄: -洗浄液がリサイクルまたは焼却される制御された密閉式ドライクリーニングシステム -洗浄液をリサイクルまたは焼却する特殊処理を施した洗浄システム。</p> <p>(2) 家庭用洗浄;</p> <p>(3) 織物及び皮革加工業(次のものを除く。) -廃水に放出されない処理 -生物学的廃水処理(羊皮の脱脂)の前に処理水を前処理して有機画分を完全に除去する特殊処理システム;</p> <p>(4) 農業用乳頭ディップの乳化剤;</p> <p>(5) 以下を除く金属加工: 洗浄液がリサイクルまたは焼却される制御された閉鎖系での使用;</p> <p>(6) 紙パルプ製造;</p> <p>(7) 化粧品;</p> <p>(8) 以下を除くその他のパーソナルケア製品: 殺精子剤;</p> <p>(9) 殺虫剤や殺生物剤に含まれる共形成剤。ただし、2003年7月17日より前に付与されたノニルフェノールエトキシラートを共調剤として含有する殺虫剤又は殺生物剤の国内認可は、その有効期間が満了する日まで、この制限によって影響を受けない。</p>
46a	—	46a.ノニルフェノールエトキシラート類(NPE) (C_2H_4O) $nC_{15}H_{24}O$	<p>1. 通常のライフサイクルにおいて水洗いされることが合理的に予想される繊維成形品であって、当該繊維成形品又は当該繊維成形品の各部分の重量の0.01%以上の濃度のものについては、2021年2月3日より後に市場に出してはならない。</p> <p>2. 1の規定は、再生繊維のみを原料としてNPEを使用せずに製造された中古の繊維成形品又は新規の繊維成形品を市場に出す場合には、適用しない。</p> <p>3. 1及び2の規定の適用上、「繊維用繊維成形品」とは、重量比で少なくとも80%の紡織用繊維から成る未完成品、半完成品若しくは完成品又は重量比で少なくとも80%の紡織用繊維から成る部分を有するその他の製品をいい、衣類、アクセサリー、室内用繊維、繊維、糸、織物及びメリヤスパネルのような製品を含む。</p>
47	—	六価クロム化合物	<p>1. セメントおよびセメント含有混合物は、セメントの全乾燥重量の2 mg/kg (0.0002%) を超える可溶性クロム VI を含む場合、市場に出してはならず、使用してはならない。</p> <p>2. 還元剤を使用する場合には、物質および混合物の分類、包装および表示に関する欧州共同体の他の規定の適用を妨げることなく、供給者は、セメントまたはセメント含有混合物の包装に、包装日、ならびに還元剤の活性を維持し、可溶性クロム VI の含有量を1項に示す限度未満に保つために適切な貯蔵条件および貯蔵期間に関する情報が、目に見え、読みやすく、かつ消えないように表示されていることを市場に出す前に確保するものとする。</p> <p>3. 減免として、1項及び2項は、セメント及びセメント含有混合物を機械のみで取り扱い、かつ、皮膚に接触する可能性がない、管理された閉鎖的かつ完全に自動化された工程のための上市及びその中での使用には適用しない。</p> <p>4. 1項への適合性を証明するためのテスト方法として、セメントおよびセメント含有混合物の水溶性クロム(VI)含有量をテストするために欧州標準化委員会(CEN)が採択した基準を使用するものとする。</p> <p>5. 皮膚に接触する皮革成形品は、革の総乾燥重量の3 mg/kg (重量で0.0003%) 以上の濃度のクロム VI を含む場合には、市場に出してはならない。</p> <p>6. 皮膚に接触する革部品を含む成形品であって、当該革部品の全乾燥重量の3 mg/kg (重量で0.0003%) 以上の濃度の六価クロムを含むものは、上市してはならない。</p> <p>7. 5項および6項は、2015年5月1日より前にEU域内で最終用途に使用されていた中古品</p>

			の市場への投入には適用しないものとする。
48	108-88-3	トルエン	物質または混合物が一般公衆への供給を目的とした接着剤またはスプレー塗料に使用される場合は、重量で 0.1%以上の濃度の物質または混合物として市場に出してはならず、または使用してはならない。
49	120-82-1	トリクロロベンゼン	以下を除き、いかなる用途においても重量で 0.1%以上の濃度の物質または混合物として上市または使用してはならない: -合成の中間体、または -塩素化反応のための閉じた化学的用途におけるプロセス溶媒として、または -1,3,5-トリアミノ-2,4,6-トリニトロベンゼン (TATB) の製造。
50	—	多環式芳香族炭化水素 (PAH) (a)ベンゾ(a)ピレン (BaP) (b)ベンゾ(e)ピレン (BeP) (c)ベンゾ(a)アントラセン (BaA) (d)クリセン (CHR) (e)ベンゾ(b)フルオランテン (BbFA) (f)ベンゾ(j)フルオランテン (BjFA) (g)ベンゾ(k)フルオランテン (BkFA) (h)ジベンゾ(a,h)アントラセン (DBAhA)	<p>1. 2010年1月1日以降、エキステンダー油は市場に投入してはならず、以下を含むタイヤまたはタイヤの部品の生産に使用してはならない: -1 mg/kg (重量で 0.0001%) を超える BaP、または -記載されたすべての PAH の合計が 10 mg/kg (重量比 0.001%) を超える。</p> <p>標準 EN 16143:2013 (石油製品-エキステンダー油中のベンゾ (a) ピレン (BaP) および選択された多環芳香族炭化水素 (PAH) の含有量の測定-二重 LC 洗浄および GC/MS 分析を用いる手順) を、第 1 段落に言及した規制値への適合を証明するためのテスト方法として使用するものとする。</p> <p>2016年9月23日までは、多環式芳香族化合物 (PCA) 抽出物が石油協会標準 IP 346:1998 (未使用の潤滑基油およびアスファルテン遊離石油留分中の PCA の測定-ジメチルスルホキシド抽出屈折率法) により測定された重量の 3%未満である場合には、第 1 段落に言及された規制値は維持されているとみなすことができるが、ただし、BaP およびリストに記載された PAH の規制値への適合、ならびに測定値と PCA 抽出物との相関は、6ヶ月毎または各主要な操作変更後のいずれか早い方でメーカーまたは輸入業者により測定されることを条件とする。</p> <p>2. さらに、2010年1月1日より後に製造された更生用タイヤおよびトレッドは、1項に示された規制値を超えるエキステンダー油を含む場合には、市場に投入してはならない。これらの規制値は、加硫ゴム化合物が ISO 21461 (加硫ゴム-加硫ゴム化合物中のオイルの芳香族性の決定) で測定および計算されたペイプロトンの規制値 0.35%を超えなければ維持されたものとみなす。</p> <p>3. 減免措置として、2項は、更生タイヤのトレッドに 1項に記載した規制値を超えるエキステンダー油が含まれていない場合には適用しないものとする。</p> <p>4. この項目の意図するところにより、「タイヤ」とは、以下の対象となる車両用のタイヤを指すものとする。 -自動車およびトレーラーの認可に関する枠組みを定めた 2007年9月5日付欧州議会および閣僚理事会の指令 2007/46/EC (*4)、 -農業用または林業用トラクター、そのトレーラーおよび互換性のある被牽引機械ならびにそれらのシステム、構成部品および単体技術ユニットの型式認可に関する 2003年5月26日付け欧州議会および閣僚理事会の指令 2003/37/EC (*5)、および -二輪または三輪自動車の型式認可に関し、閣僚理事会指令 92/61/EEC を廃止する 2002年3月18日付け欧州議会および閣僚理事会の指令 2002/24/EC (*6)。</p> <p>5. 通常の又は合理的に予見し得る使用条件の下で、人の皮膚又は口腔に直接又は長期又は短期の反復接触するゴム製又はプラスチック製の構成要素のいずれかが、1 mg/kg (この構成要素の重量の〇、〇〇〇-%) を超える PAH を含有する場合には、その成形品は一般公衆への供給のために市場に出してはならない。 このような条文には、とりわけ以下のものが含まれる。 -自転車、ゴルフクラブ、ラケットなどのスポーツ用品 -家庭用品、台車、歩行用フレーム -家庭用ツール -衣類、履物、手袋およびスポーツウェア -時計バンド、リストバンド、マスク、ヘッドバンド</p> <p>6. 通常の又は合理的に予見できる使用条件の下で、人の皮膚又は口腔に直接又は長期又は短期の反復接触するゴム製又はプラスチック製の構成部品のいずれかに、0.5 mg/kg (この構成部品の重量の 0.00005%) を超える PAH が含まれている場合には、活動玩具及び育児用品を含む玩具を市販してはならない。</p> <p>7. 5 及び 6 の規定の適用除外として、これらの規定は、2015年12月27日前に初めて市場に出された成形品には適用しない。</p> <p>8. 欧州委員会は、2017年12月27日までに、5項および6項に記載された規制値を、同項で言及された成形品からの PAH の移動を含む新たな科学的情報および代替原材料に関する情報に照らして検討し、適宜、これらの項を修正するものとする。</p> <p>9. グラニュール又はマルチは、リストされたすべての PAH の合計量が 20 mg/kg (重量比</p>

		<p>0.002%) を超える場合には、合成芝ピッチ又は運動場若しくはスポーツ用途での緩い形状の中敷材料として使用するために市販してはならない。</p> <p>10. グラニューールまたはマルチは、リストされたすべての PAH の合計量が 20 mg/kg (重量比 0.002%) を超える場合、合成芝ピッチまたは運動場またはスポーツ用途の緩い形状の中詰め材料として使用してはならない。</p> <p>11. 合成芝ピッチの中詰め材料として、または遊び場やスポーツ用途の緩い形状で使用するために市販されている顆粒またはマルチには、当該バッチの固有識別番号を表示するものとする。</p> <p>12. 9 から 11 までの規定は、2022 年 8 月 10 日から適用する。</p> <p>13. 2022 年 8 月 9 日に EU 域内で合成芝ピッチの中詰め材料として、又は遊び場若しくはスポーツ用途において緩い形態で使用されている顆粒又はマルチは、そのままの位置に置き、引き続き同じ目的で使用することができる。</p> <p>14. 9 項から 13 項の目的においては、</p> <p>(a) 「顆粒」とは、大きさが 1~4 mm の範囲の固体粒子として現れる混合物であって、ゴムまたは他の加硫もしくはポリマー材料から作られ、リサイクルもしくはバージン由来であるか、または天然資源から得られるものである。</p> <p>(b) 「マルチ」とは、長さが 4 mm から 130 mm、幅が 10 mm から 15 mm の範囲のフレーク状の固体粒子として現れる混合物であり、リサイクルまたはバージン由来のゴムまたは他の加硫もしくはポリマー材料、または天然資源から得られるものである。</p> <p>(c) 「人工芝ピッチの中敷材」は、人工芝ピッチで使用される顆粒で構成され、人工芝システムのスポーツ技術性能特性を向上させます。</p> <p>(d) 「運動場あるいはスポーツ用途でのゆるい形状での使用」とは、運動場あるいはスポーツ目的でのゆるい形状の顆粒あるいはマルチの使用で、人工芝ピッチでの埋め込み材料としての使用を除く。</p>
51	—	<p>次のフタラート類（またはその物質をカバーする他の CAS および EC 番号）：</p> <p>(a) ビス（2 - エチルヘキシル）フタラート (DEHP)</p> <p>(b) ジブチルフタラート (DBP)</p> <p>(c) ベンジルブチルフタラート (BBP)</p> <p>(d) ジイソブチルフタラート (DIBP)</p> <p>1. 物質または混合物として、単独で、または本項の第 1 列に記載したフタル酸エステルの任意の組み合わせで、可塑化された物質の重量の 0.1% 以上の濃度で、玩具および育児用品に使用してはならない。</p> <p>2. 可塑化材料の重量の 0.1% 以上の濃度で、本項目の第 1 列に記載された最初の 3 つのフタル酸エステルを単独または組み合わせで、玩具または育児用品として市販しないものとする。</p> <p>さらに、DIBP は、可塑化された材料の重量の 0.1% 以上の濃度で、単独で、または本項目の第 1 列に記載された最初の 3 つのフタル酸エステルとの組み合わせで、2020 年 7 月 7 日より後に玩具または育児用品の市場に投入してはならない。</p> <p>3. 2020 年 7 月 7 日より後は、成形品中の可塑化材料の重量の 0.1% 以上の濃度で、この項目の第 1 列に記載されているフタル酸エステルを単独または組み合わせで、市場に投入してはならない。</p> <p>4. 3 項は、以下には適用しない：</p> <p>(a) ただし、可塑化された物質が人の粘膜に接触したり、人の皮膚に長時間接触したりしないことを条件とする。</p> <p>(b) 2024 年 1 月 7 日より前に市場に出された航空機又は市場に出されたときはいつでも当該航空機の整備若しくは修理のためにのみ使用される成形品であつて、当該航空機の安全及び耐空性のために不可欠なもの；</p> <p>(c) 2024 年 1 月 7 日より前に市場に出された指令 2007/46/EC の範囲内の自動車、または市場に出されたときはいつでも、専ら当該車両のメンテナンスまたは修理のために使用する成形品（当該成形品なしには車両が意図したとおりに機能できない場合）；</p> <p>(d) 2020 年 7 月 7 日以前に市場に出された商品；</p> <p>(e) 試験室用測定装置又はその部分品；</p> <p>(f) 規則 (EC) No 1935/2004 または欧州委員会規則 (EU) No 10/2011 (*21) の適用範囲内で食品と接触することが意図された材料および成形品；</p> <p>(g) 指令 90/385/EEC、指令 93/42/EEC または指令 98/79/EC の適用を受ける医療機器またはその部品；</p> <p>(h) 指令 EU RoHS の適用範囲内の電気および電子機器；</p> <p>(i) 規則 (EC) No 726/2004、指令 2001/82/EC または指令 2001/83/EC の適用を受ける医薬品の直接包装；</p> <p>(j) 第 1 項または第 2 項の対象となる玩具および育児用品。</p> <p>5. 1 項、2 項、3 項および 4 項 (a) の目的においては、</p> <p>(a) 「可塑化材料」とは、以下の均質材料のいずれかを指す：</p> <ul style="list-style-type: none"> -ポリ塩化ビニル (PVC)、ポリ塩化ビニリデン (PVDC)、ポリ酢酸ビニル (PVA)、ポリウレタン、 -シリコーンゴムおよび天然ラテックスコーティングを除くその他のポリマー(特に、ポリマ

			<p>一発泡体およびゴム材料を含む)</p> <p>一表面コーティング、滑り止めコーティング、仕上げ、デカール、印刷デザイン、</p> <p>一接着剤、シーラント、塗料およびインク。</p> <p>(b) 「ヒトの皮膚との長時間の接触」とは、1日に10分以上の持続的接触または30分以上の間欠的接触を指す。</p> <p>(c) 「育児用品」とは、睡眠、リラクゼーション、衛生、子供の食事、または子供の吸うことを容易にすることを意図した製品を意味するものとする。</p> <p>6.4(b)の適用上、「航空機」とは、次のいずれかをいう。</p> <p>(a) 規則(EC)No 216/2008に基づいて発行された型式証明、又は国際民間航空機関(ICAO)の締約国の国内規則に基づいて発行された設計承認に基づき製造された、又は耐空証明書が、1944年12月7日にシカゴで署名された国際民間航空条約の附属書八に基づくICAOの締約国により発行された民間航空機;</p> <p>(b) 軍用機。</p>
52	—	<p>次のフタラート類(またはその物質をカバーする他のCASおよびEC番号):</p> <p>(a) ジ-イソノニルフタラート(DINP)</p> <p>(b) ジ-イソデシルフタラート(DIDP)</p> <p>(c) ジ-n-オクチルフタラート(DNOP)</p>	<p>1. 可塑化材料の重量の0.1%を超える濃度の物質または混合物として、幼児が口に入れることができる玩具および育児用品に使用してはならない。</p> <p>2. 可塑化材料の重量の0.1%を超える濃度でこれらのフタル酸エステルを含有する玩具および育児用品は市販してはならない。</p> <p>4. この項目の目的上、「育児用品」とは、睡眠、リラクゼーション、衛生、子供の食事、または子供の吸うことを容易にすることを意図した製品を意味するものとする。</p>
54	111-77-3	2-(2-メトキシエトキシ)エタノール(DEGME)	<p>2010年6月27日より後は、一般大衆への供給のために、重量比で0.1%以上の濃度の塗料、塗料ストリッパー、洗浄剤、自己光沢乳剤またはフロアシーラントの成分として市場に投入してはならない。</p> <p>1. エアゾールディスペンサーのスプレー塗料またはスプレークリーナーの構成成分として、2010年6月27日以降、一般大衆に供給するために、3%重量以上の濃度で初めて市販してはならない。</p> <p>2. DEGBEを含有し、かつ、第1項に適合しないエアゾールディスペンサーのスプレー塗料及びスプレークリーナーは、2010年12月27日以降、一般大衆への供給のために上市してはならない。</p> <p>3. 物質および混合物の分類、包装および表示に関する他の欧州共同体法規を侵害することなく、供給者は、一般大衆に供給するために市販されている濃度が重量比で3%以上のDEGBEを含有するスプレー塗料以外の塗料に、2010年12月27日までに次のように目に見え、読みやすく、消えないように表示されることを、市販前に確保しなければならない。</p> <p>「塗装装置には使用しないこと」。</p>
55	112-34-5	2-(2-ブトキシエトキシ)エタノール(DEGBE)	<p>1. エアゾールディスペンサーのスプレー塗料またはスプレークリーナーの構成成分として、2010年6月27日以降、一般大衆に供給するために、3%重量以上の濃度で初めて市販してはならない。</p> <p>2. DEGBEを含有し、かつ、第1項に適合しないエアゾールディスペンサーのスプレー塗料及びスプレークリーナーは、2010年12月27日より後は、一般大衆への供給のために上市してはならない。</p> <p>3. 物質および混合物の分類、包装およびラベリングに関する他の欧州共同体法規を侵害することなく、供給者は、一般大衆に供給するために市場に出されるDEGBE濃度が重量で3%以上のスプレー塗料以外の塗料が、2010年12月27日までに次のように、目に見え、読みやすく、消えないように表示されることを市場に出す前に保証しなければならない。</p> <p>「塗装装置には使用しないこと」。</p>
56	—	<p>メチレンジフェニルジイソシアネート(MDI)以下特定の異性体を含む</p> <p>a) 4,4'-メチレンジフェニルジイソシアネート</p> <p>b) 2,4'-メチレンジフェニルジイソシアネート</p> <p>c) 2,2'-メチレンジフェニルジイソシアネート</p>	<p>1. 供給者が包装を市場に出す前に以下のことを保証しなければならない場合を除き、一般大衆に供給するためにMDIの重量の0.1%以上の濃度の混合物の成分として、2010年12月27日より後に市場に出されてはならない。</p> <p>(a) 閣僚理事会指令89/686/EEC(*9)の要件に適合する保護手袋を含む;</p> <p>(b) 物質および混合物の分類、包装およびラベリングに関する他の欧州共同体法規を侵害することなく、目に見え、読みやすく、消えないように以下のように表示されていること:</p> <p>—すでにジイソシアネートに感作されている方は、本剤の使用によりアレルギー反応を起こすことがあります。</p> <p>—喘息、湿疹、皮膚障害のある方は、皮膚などの接触を避けてください。</p> <p>—適切なガスフィルター(すなわち、規格EN 14387に基づくタイプA 1)付きの保護マスクを使用しない限り、換気の悪い条件下では使用しないこと。</p> <p>2. 特例として、1(a)はホットメルト接着剤には適用しない。</p>

57	110-82-7	シクロヘキサン	<p>1. 包装サイズが 350 g を超えるネオブレ 0.1% 系接触接着剤の構成成分として、一般大衆に供給するために、2010 年 6 月 27 日以降に初めて市場に投入してはならない。</p> <p>2. シクロヘキサンを含有し、かつ、1 項に適合しないネオブレ系接触接着剤は、2010 年 12 月 27 日より後に一般向けに販売してはならない。</p> <p>3. 物質および混合物の分類、包装およびラベリングに関する他の欧州共同体法規を侵害することなく、供給者は、市場に出す前に、2010 年 12 月 27 日より後に一般大衆に供給するために市場に出される、重量比 0.1% 以上の濃度のシクロヘキサンを含むネオブレ系接触接着剤が、次のように目に見え、読みやすく、かつ消えないようにマーキングされていることを確保するものとする。</p> <p>「・本品は風通しの悪い場所では使用しないでください。 ・カーペット敷設には使用しません。」</p>
58	6484-52-2	硝酸アンモニウム	<p>1. 2010 年 6 月 27 日以後、ストレートのまたは配合の固体肥料としての使用のために、物質として、または硝酸アンモニウムに関連する窒素を 28 重量% を超えて含有する混合物で、初めて上市してはならない。ただし、その肥料が欧州議会および理事会規則（EC）No.2003/2003* の付属書 III に述べられた高窒素含量の硝酸アンモニウム肥料に関する技術規定に適合する場合を除く。 * OJ L304,21.11.2003, p.1.</p>
59	75-09-2	ジクロロメタン	<p>1. 重量で 0.1% 以上の濃度のジクロロメタンを含有するペイントストリッパーは、以下であってはならない:</p> <p>(a) 2010 年 12 月 6 日以降に一般大衆または専門家に供給するために初めて市場に出される;</p> <p>(b) 2011 年 12 月 6 日以降に一般大衆または専門家への供給のために市場に出される;</p> <p>(c) 2012 年 6 月 6 日以降に専門家によって使用されます。</p> <p>この項目の意図するところでは、</p> <p>(i) 「専門家」とは、工業施設の外で職業活動の過程で塗料剥離を行う労働者および自営業者を含む、自然人または法人を指す。</p> <p>(ii) 「工業設備」とは、塗料剥離作業に使用される施設を指す。</p> <p>2. 1 項の例外として、加盟国は、自国の領土および特定の活動において、特別に訓練を受けた専門家によるジクロロメタンを含有する塗料ストリッパーの使用を許可することができ、かかる専門家に供給するためにかかる塗料ストリッパーを市場に投入することを許可することができる。</p> <p>この減免を利用する加盟国は、ジクロロメタンを含有する塗装ストリッパーを使用する専門家の健康および安全の保護のための適切な規定を定めるものとし、その旨を委員会に通知するものとする。</p> <p>これらの規定は、専門家がジクロロメタンを含む塗料ストリッパーを安全に使用する適切な訓練と能力を証明するために、その専門家が活動する加盟国によって受け入れられた証明書を持するか、その旨の他の証拠書類を提供するか、またはその加盟国によって承認されなければならないという要件を含むものとする。</p> <p>欧州委員会は、本項の減免を利用した加盟国のリストを作成し、インターネット上で公開するものとする。</p> <p>3. 2 項に言及した減免の恩恵を受ける専門家は、当該減免を利用した加盟国においてのみ活動するものとする。2 に規定する訓練には、少なくとも次のものを含める。</p> <p>(a) 使用条件の下で労働者の健康と安全に対する危険性がより少ない既存の代替物またはプロセスに関する情報を含む、健康に対するリスクの認識、評価および管理;</p> <p>(b) 適切な換気の使用;</p> <p>(c) 指令 89/686/EEC に適合する適切な個人用保護具の使用。</p> <p>使用者及び自営労働者は、好ましくは、ジクロロメタンを、その使用条件の下で労働者の健康及び安全に危険を及ぼすおそれがないか又は及ぼすおそれが少ない化学剤又は方法で代替しなければならない。</p> <p>専門家は、個人用保護具の使用を含め、実際に関連するすべての安全対策を適用しなければならない。</p> <p>4. 労働者保護に関する他の欧州共同体法規を侵害することなく、以下の最低条件が満たされる場合に限り、重量で 0.1% 以上の濃度のジクロロメタンを含む塗装ストリッパーを産業施設で使用することができる。</p> <p>(a) すべての処理区域における効果的な換気、特に、湿式処理及び剥離された成形品の乾燥のためのもの: ばく露を最小にし、技術的に可能な場合には、関連する職業ばく露限界値への適合を確実にするために、当該区域における強制換気によって補強されたストリッパタンクにおける局所排気換気;</p> <p>(b) 以下で構成されるストリッパタンクからの蒸発を最小限にするための措置: ストリッパタンクを覆う蓋 (積卸し時を除く); ストリッパタンクの適切な積卸し設備; タンクを水またはブラインで洗浄し、排出後に余分な溶剤を除去する;</p> <p>(c) ストリッパタンクにおけるジクロロメタンの安全な取扱いのための措置であって、ペイン</p>

			<p>トストリッパーのストリップタンクへの及びストリップタンクからの移送のためのポンプ及び配管から成るもの;タンクの安全な洗浄と汚泥の除去のための適切な配置;</p> <p>(d) 適切な保護手袋、安全ゴーグル、および保護衣から成る指令 89/686/EEC に適合する個人用保護具;その他の方法では該当する職業ばく露限界値への適合が達成できない場合には、適切な呼吸用保護具;</p> <p>(e) そのような装置の使用における運転員のための適切な情報、指導及び訓練。</p> <p>5. 物質および混合物の分類、ラベリングおよび包装に関する共同体の他の規定を侵害することなく、2011年12月6日までに、重量で0.1%以上の濃度のジクロロメタンを含有するペイントストリッパーに、以下のように目に見え、読みやすく、消えないようにマーキングするものとする。</p> <p>「産業用および特定の EU 加盟国で認可された専門家に限定—使用が許可されている場所を確認する。」</p>
60	79-06-1	アクリルアミド	2012年11月5日より後にグラウトに使用する場合は、0.1%重量以上の濃度の物質または混合物の成分として市販または使用してはならない。
61	624-49-7	ジメチルフマラート (DMF)	0.1 mg/kg を超える濃度で成形品またはその部品に使用してはならない。 0.1 mg/kg を超える濃度の DMF を含む成形品またはその部品は市販してはならない。
62	—	a) 酢酸フェニル水銀 b) プロピオ酸フェニル水銀 c) エチルヘキサン酸フェニル水銀 d) オクタン酸フェニル水銀 e) ネオデカン酸フェニル水銀	<p>1. 混合物中の水銀濃度が重量で0.01%以上の場合は、2017年10月10日より後は、物質または混合物として製造、上市または使用してはならない。</p> <p>2. これらの物質の1つ以上を含有する成形品またはその部品は、成形品またはその部品中の水銀濃度が重量で0.01%以上の場合、2017年10月10日より後に市場に出してはならない。</p>
63	—	鉛およびその化合物	<p>1. 宝石用品の個々の部分における鉛(金属で表示)の濃度が重量比で0.05%以上である場合には、その部分を市販したり使用したりしてはならない。</p> <p>2. 1項の意図するところでは、</p> <p>(i) 「宝飾品」とは、以下を含む宝飾品および模造宝飾品ならびに髪飾りを含むものとする。</p> <p>(a) プレスレット、ネックレス、指輪;</p> <p>(b) ピアスをする宝石;</p> <p>(c) 腕時計とリストウェア;</p> <p>(d) プローチやカフスポタン;</p> <p>(ii) 「個々の部品」には、宝飾品の材料および宝飾品の個々の構成部品を含むものとする。</p> <p>3. 1の規定は、市販され又は宝石の製造に使用される個々の部品についても適用する。</p> <p>4. 減免により、1項は以下には適用しないものとする。</p> <p>(a) 閣僚理事会指令 69/493/EEC (*14) 附則 I (カテゴリー1、2、3 および 4) に定義するクリスタルガラス;</p> <p>(b) 消費者が手の届かない時計の内部部品;</p> <p>(c) 非合成又は再生の貴石及び半貴石(CNコード7103、規則(EEC) No 2658/87により規定);</p> <p>(d) 少なくとも500°Cの温度で融解した鉱物の融解、ガラス化または焼結から生じるガラス化可能な混合物と定義されるエナメル。</p> <p>5. 例外として、1の規定は、2013年10月9日前に初めて市場に出された宝飾品及び1961年12月10日前に生産された宝飾品については、適用しない。</p> <p>6. 欧州委員会は、2017年10月9日までに、1項に言及された成形品からの代替品の入手可能性および鉛の移動を含む新しい科学的情報に照らして、この項目の1項から5項を再評価し、適切な場合には、この項目を適宜修正するものとする。</p> <p>7. 一般公衆に供給される成形品又はその入手可能な部分中の鉛(金属として表示)の濃度が重量で0.05%以上であり、かつ、当該成形品又はその入手可能な部分は、通常又は合理的に予見できる使用状態において、児童が口に入れることができる場合には、市場に出してはならず、又は当該成形品に使用してはならない。</p> <p>この限度は、そのような成形品又は成形品のそのような接近可能な部分からの鉛の放出速度が、被覆されているか否かを問わず、0.05µg/cm²/時(0.05µg/g/hに相当)を超えないことを証明することができ、かつ、被覆された成形品については、その成形品の通常の又は合理的に予見し得る使用条件で少なくとも二年間、この放出速度を超えないことを確保するために被覆が十分であることを証明することができる場合には、適用しない。</p> <p>本項の目的のために、成形品又は成形品のアクセス可能な部分は、それが一辺が5 cm未満であるか、又はそのサイズの取り外し可能な若しくは突出した部分を有する場合、児童によつ</p>

		<p>て口に入れることができると考えられる。</p> <p>8. 減免として、7 項は以下には適用しないものとする。</p> <p>(a) 第一項の宝石類;</p> <p>(b) 指令 69/493/EEC の附則 I (カテゴリー 1、2、3 および 4) に定義するクリスタルガラス;</p> <p>(c) 非合成又は再構成の貴石及び半貴石 (鉛又はその化合物若しくはこれらの物質を含む混合物により処理されたものでない限り、規則 (EEC) No 2658/87 により定められた CN コード 7103);</p> <p>(d) 少なくとも 500°C の温度で融解した鉱物の融解、ガラス化または焼結から生じるガラス化可能な混合物として定義されるエナメル質;</p> <p>(e) 鍵及び錠 (南京錠を含む。);</p> <p>(f) 楽器;</p> <p>(g) 黄銅合金から成る成形品及びその部分品であって、黄銅合金中の鉛 (金属として表示) の濃度が重量で 0.5% を超えないもの;</p> <p>(h) 筆記用具の先端;</p> <p>(i) 宗教用品;</p> <p>(j) 携帯用亜鉛-炭素電池やボタン電池;</p> <p>(k) 以下の範囲内の成形品:</p> <p>(i) 指令 94/62/EC;</p> <p>(ii) 規則 (EC) No 1935/2004;</p> <p>(iii) 欧州議会および閣僚理事会指令 2009/48/EC (*15);</p> <p>(iv) 欧州議会および閣僚理事会指令 EU RoHS (*16)</p> <p>9. 欧州委員会は、2019 年 7 月 1 日までに、7 項および 8 項 (e)、(f)、(i) および (j) を、7 項に言及された成形品からの代替品の入手可能性および鉛の移動 (コーティングの完全性に関する要件を含む) を含む新しい科学的情報に照らして再評価し、適切な場合には、この記載を適宜修正するものとする。</p> <p>10. 逸脱として、7 項は、2016 年 6 月 1 日より前に初めて市場に出された成形品には適用しないものとする。</p> <p>11. 2023 年 2 月 15 日以降に湿地内または湿地から 100 m 以内で以下のいずれかの行為を行うことは禁止される。</p> <p>(a) 重量で 1% 以上の鉛 (金属として表される) の濃度を含んでいる発砲すること;</p> <p>(b) 湿地帯射撃の最中または湿地帯射撃の一部としてこのような銃声が発生した場合には、このような銃声を携帯すること。</p> <p>第 1 段落の意図するところでは:</p> <p>(a) 「湿地から 100 m 以内」とは、湿地の外側境界点から外側 100 m 以内を指す。</p> <p>(b) 「湿地射撃」とは、湿地の 100 メートル以内を射撃することを指す。</p> <p>(c) 射撃中又は射撃の一部として、湿地帯内又はその 100 メートル以内で発砲した者が発見された場合には、当該射撃は、その者が他の種類の射撃であったことを証明することができない限り、湿地帯射撃であると推定される。</p> <p>第 1 段落に定める制限は、加盟国が 12 項に従って、同項によって付与されたオプションを使用する意図があることを欧州委員会に通知した場合は、当該加盟国には適用しないものとする。</p> <p>12. 加盟国の領土 (領海を除く) の合計の少なくとも 20% が湿地である場合には、当該加盟国は、11 項の第 1 段落に定める制限に代えて、2024 年 2 月 15 日からその領土全体で以下の行為を禁止することができる。</p> <p>(a) 重量で 1% 以上の鉛 (金属として表される) の濃度を含んでいる銃砲の市場への投入;</p> <p>(b) そのような銃弾の発射;</p> <p>(c) 射撃をしている間、または、射撃をしに行く一部として、そのような射撃を運ぶさま。</p> <p>第 1 段落によって付与されたオプションを利用しようとする加盟国は、2021 年 8 月 15 日までにこの意図を委員会に通知するものとする。加盟国は、遅滞なく、いかなる場合でも 2023 年 8 月 15 日までに、採択した国内措置の条文を欧州委員会に通知するものとする。委員会は、その受領した国内措置の意図の通知及び原文を遅滞なく公に利用可能なものとする。</p> <p>13. 11 項および 12 項の意図するところでは、</p> <p>(a) 「湿地」とは、湿地、沼地、泥炭地または水 (自然または人工、永久または一時的を問わない) で、静止または流水、新鮮、汽水または塩分を含むものをいい、干潮時の水深が 6 m を超えない海域を含む。</p> <p>(b) 「銃声」とは、散弾銃の 1 回の装填またはカートリッジの中で使用される、または使用されることを意図したペレットを指す。</p> <p>(c) 「散弾銃」とは、空気銃を除く滑らかな口径の銃を指す。</p> <p>(d) 「射撃」とは散弾銃によるあらゆる射撃を意味する;</p> <p>(e) 「運搬」とは、人を運搬すること、または他の手段によって運搬または輸送することを</p>
--	--	---

		<p>指す。</p> <p>(f) 銃声を受けて発見された人が「発砲中」に銃声を受けているかどうかを判断する際に:</p> <p>(i) 事件のすべての状況を考慮しなければならない;</p> <p>(ii) 銃で撃たれた人が必ずしも撃たれた人と同じである必要はありません。</p> <p>14. 加盟国は、2021年2月15日に施行されている環境または人の健康の保護に関する国内規定を維持し、11項に規定されているよりも厳しく射撃時の鉛を制限することができる。加盟国は、これらの国内規定の条文を遅滞なく委員会に通知するものとする。委員会は、受領した国内規定の条文を遅滞なく公に利用可能なものとする。</p> <p>15. 塩化ビニル(「PVC」)の重合体または共重合体から製造された成形品において、鉛の濃度がPVC材料の重量比で0.1%以上の場合、市場に出したり使用したりしてはならない。</p> <p>16. 15項は2024年11月29日から適用される。</p> <p>17. 特例として、15項は、回収された軟質PVCを含むPVC成形品には2025年5月28日まで適用されない。</p> <p>18. 特例として、鉛の濃度が回収された硬質PVCの重量比で1.5%未満である場合、15項は、回収された硬質PVCを含む次のPVC成形品には2033年5月28日まで適用されない。</p> <p>(a) デッキおよびテラスを除く、建物および土木工事における外部用途のためのプロファイルおよびシート;</p> <p>(b) デッキおよびテラス用のプロファイルおよびシート(ただし、回収されたPVCが中間層で使用され、鉛の濃度が重量比で0.1%未満のPVCまたはその他の材料の層で全体が覆われている場合);</p> <p>(c) 建物および土木工事(通常の使用時にアクセスできない場所(ケーブルダクトなどのメンテナンスを除く))の隠れたスペースまたは空隙に使用するためのプロファイルおよびシート;</p> <p>(d) ただし、設置後の建物の占有部分に面したプロファイルまたはシートの全面が、鉛の濃度が重量比で0.1%未満のPVCまたはその他の材料を使用して製造されている場合に限る。</p> <p>(e) 多層パイプ(飲料水用のパイプを除く)。ただし、回収されたPVCが中間層で使用され、鉛の濃度が重量比で0.1%未満のPVCまたはその他の材料の層で全体が覆われている場合に限る。</p> <p>(f) 飲料水用のパイプ用の継手を除く。</p> <p>2026年5月28日以降、(a)から(d)に言及された成形品のカテゴリーから回収された硬質PVCは、それらのカテゴリーのいずれかの新しい成形品の製造にのみ使用されるものとする。</p> <p>鉛の濃度がPVC材料の重量比で0.1%以上の、回収された硬質PVCを含むPVC成形品の供給者は、それらの成形品を市場に出す前に、「鉛を0.1%以上含む」という表示が目に見え、読みやすく、消えないようにしなければならない。成形品の性質上、成形品に表示できない場合は、成形品の包装に表示するものとする。</p> <p>回収された硬質PVCを含むPVC成形品の供給者は、要請があれば、当該成形品のPVCの回収された原産地に関する主張を実証する証拠書類を国の執行当局に提出しなければならない。EN 15343:2007または同等の認められた基準に従って開発されたものなど、トレーサビリティとリサイクルされた内容物の証明を提供するためのスキームによって発行された証明書は、EU内で生産されたPVC成形品に関するそのような主張を実証するために使用することができる。輸入品のPVCの回収された原産地に関する主張には、独立した第三者によって発行されたトレーサビリティとリサイクルされた内容物の同等の証明を提供する証明書を添付しなければならない。</p> <p>2028年5月28日までに、委員会は、新しい科学的情報に照らしてこの段落を見直し、適切な場合は、それに応じて修正するものとする。</p> <p>19. 特例として、15項は、以下には適用されないものとする。</p> <p>(a) 鉛蓄電池のPVC-シリカ分離器、2033年5月28日まで;</p> <p>(b) 第2項から第5項により第1項の対象となる成形品及び第8項及び第10項により第7項の対象となる成形品;</p> <p>(c) 次の範囲内の成形品</p> <p>(i) 規則(EC)No 1935/2004;</p> <p>(ii) 指令2011/65/EU;</p> <p>(iii) 指令94/62/EC;</p> <p>(iv) 指令2009/48/EC。</p> <p>20. 特例として、15項は2024年11月28日まで市場に出されるPVC成形品には適用されないものとする。</p>	
64	106-46-7	1,4-ジクロロベンゼン	重量で1%以上の濃度の物質または混合物の成分として、当該物質または混合物がトイレ、家庭、オフィスまたはその他の屋内公共区域での使用のために市場に出されたり、芳香剤または消臭剤として使用されたりする場合は、市場に出さないものとする。
65	—	無機アンモニウム塩	1.4項に規定されたテスト条件下で、セルロース絶縁混合物またはセルロース絶縁成形品からのアンモニアの排出が体積比3 ppm (2.12 mg/m ³) 未満となる場合を除き、2018年7月14

			<p>日より後にこれらの混合物またはセルロース絶縁成形品の市場に投入してはならず、使用してはならない。</p> <p>無機アンモニウム塩を含むセルロース絶縁混合物の供給者は、厚さおよび密度で表したセルロース絶縁混合物の最大許容充填率を受領者または消費者に通知しなければならない。</p> <p>無機アンモニウム塩を含有するセルロース絶縁混合物の川下使用者は、供給者から通知された最大許容積載率を超えないようにしなければならない。</p> <p>2. 特例として、1の規定は、専らセルロース絶縁性成形品の製造のために使用されることを目的とするセルロース絶縁性混合物を市場に出すこと又はこれらの混合物をセルロース絶縁性成形品の製造に使用することには適用しない。</p> <p>3. 2016年7月14日に、第129条(2)(a)に従って欧州委員会により承認された国内暫定措置が実施されている加盟国の場合は、1項および2項の規定をその日から適用するものとする。</p> <p>4. 1項の最初の段落に規定されたエミッション規制値への適合は、技術仕様 CEN/TS 16516 (以下に適合させる)に従って証明するものとする。</p> <p>(a) テストの期間は、少なくとも28日ではなく14日とする。</p> <p>(b) アンモニアガスのエミッションは、テスト中少なくとも1日1回測定するものとする。</p> <p>(c) テスト中に実施した測定でエミッション規制値に達したり超過したりしないものとする。</p> <p>(d) 相対湿度は50%ではなく90%とする。</p> <p>(e) アンモニアガスのエミッションを測定するための適切な方法を用いるものとする。</p> <p>(f) テストするセルロース絶縁混合物または成形品のサンプリング中に、厚さおよび密度で表した負荷率を記録するものとする。</p>
66	80-05-7	ビスフェノールA	2020年1月2日より後は、重量で0.02%以上の濃度の感熱紙で市販しないものとする。
68	—	C 9-C 14 の直鎖及び/又は分岐ペルフルオロカルボン酸 (C 9-C 14 PFCA)、その塩並びに C 9-C 14 PFCA 関連物質であるペルフルオロノナン-1-酸 (PFNA); ノナデカフルオロデカン酸 (PFDA); ヘニコサフルオロウンデカン酸 (PFUnDA); トリコサフルオロドデカン酸 (PFDoDA); ペンタコサフルオロトリデカン酸 (PFTriDA); ヘプタコサフルオロテトラデカン酸 (PFTDA); それらの塩及び前駆物質を含む	<p>1. 2023年2月25日以降は、物質そのものとして製造又は上市してはならない。</p> <p>2. 2023年2月25日以降、以下の場所で使用または市場に投入してはならない:</p> <p>(a) 成分としての別の物質;</p> <p>(b) 混合物;</p> <p>(c) 成形品</p> <p>ただし、物質、混合物または成形品中の濃度が C 9-C 14 PFCA およびその塩の合計で 25 ppb 未満、または C 9-C 14 PFCA 関連物質の合計で 260 ppb 未満の場合は除く。</p> <p>3. 2項の減免として、輸送される単離中間体として使用される物質中に存在する場合、C 9-C 14 PFCA、その塩および C 9-C 14 PFCA 関連物質の合計については、濃度限界は 10 ppm とする。ただし、本規則の第 18 条 (4) の (a) 項から (f) 項の条件が、6 原子以下のパーフルオロ炭素鎖長を有するフッ素化学物質の製造について満たされることを条件とする。欧州委員会は、2023年8月25日までにこの制限を見直すものとする。</p> <p>4. 2の規定は、2023年7月4日から次の日まで適用する。</p> <p>(i) 労働者の健康及び安全に対する危険性を有する危険な液体から労働者を保護するための撥油性及び撥水性の織物;</p> <p>(ii) 以下の製造のためのポリテトラフルオロエチレン (PTFE) およびポリフッ化ビニリデン (PVDF) の製造:</p> <p>-高性能・耐食ガスフィルター膜、浄水フィルター膜、医療用繊維膜;</p> <p>-産業廃棄物熱交換器設備;</p> <p>-揮発性有機化合物および PM 2.5 粒子状物質の漏れを防止することができる工業用シーリング剤</p> <p>5. 2項の減免として、C 9-C 14 PFCA、その塩および C 9-C 14 PFCA 関連物質の使用は、以下に関して 2025年7月4日まで許可するものとする。</p> <p>(i) 半導体製造におけるフォトリソグラフィまたはエッチングプロセス;</p> <p>(ii) フィルムに適用される写真コーティング;</p> <p>(iii) 侵襲的で移植可能な医療機器;</p> <p>(iv) 移動式システムおよび固定式システムの両方を含むシステムに既に取り付けられている液体燃料蒸気抑制および液体燃料火災 (クラス B 火災) 用の消火泡。ただし、以下の条件に従うものとする。</p> <p>-C 9-C 14 PFCA、その塩および C 9-C 14 PFCA 関連物質を含有する、または含有する可能性のある消火剤フォームを訓練に使用してはならない。</p> <p>-C 9-C 14 PFCA、その塩および C 9-C 14 PFCA 関連物質を含有する、または含有する可能性のある消火剤フォームは、すべての放出物が含まれていない限り、テストに使用してはならない。</p> <p>-2023年1月1日以降、C 9-C 14 PFCA、その塩および C 9-C 14 PFCA 関連物質を含有する、または含有する可能性のある消火剤フォームの使用は、すべての放出物を含有することができるサイトのみに許可するものとする。</p> <p>C 9-C 14 PFCA、その塩および C 9-C 14 PFCA 関連物質を含有する、または含有する可能性の</p>

			<p>ある消防用泡消火薬剤等の備蓄は、規則 (EU) 2019/1021 の第 5 条に従って管理されるものとする。</p> <p>6.2 (c) の規定は、2023 年 2 月 25 日前に市場に出された成形品については、適用しない。</p> <p>7.2 項は、2028 年 8 月 25 日まで、加圧式定量噴霧式吸入器の缶コーティングには適用しない。</p> <p>8.2 (c) の規定は、下記に 2023 年 12 月 31 日から適用する。</p> <p>(a) 半導体単体;</p> <p>(b) 半完成品および完成品の電子機器に組み込まれる半導体。</p> <p>9.2 (c) の規定は、2030 年 12 月 31 日から、2023 年 12 月 31 日前に市場に投入された完成電子機器の予備又は交換部品に使用される半導体に適用する。</p> <p>10. 2024 年 8 月 25 日までは、2 項で言及された濃度限界は、パーフルオロアルコキシ基を含有するフッ素樹脂およびフッ素エラストマー中の C9-C14 PFCA の合計に対して 2,000ppb とする。2024 年 8 月 25 日以降、ペルフルオロアルコキシ基を含有するフッ素樹脂およびフッ素エラストマーの C9-C14 PFCA の合計濃度の限界は 100 ppb とする。ペルフルオロアルコキシ基を含有するフルオロプラスチックおよびフルオロエラストマーの製造および使用中の C9-C14 PFCA のすべてのエミッションは、技術的および実用的に可能な限り回避および削減 (不可能な場合) するものとする。この例外は、2 (c) にいう成形品には適用しない。欧州委員会は、2024 年 8 月 25 日までにこの減免を見直すものとする。</p> <p>11. 電離放射線又は熱分解により製造された PTFE マイクロパウダー、並びに PTFE マイクロパウダーを含有する工業用及び業務用の混合物及び成形品中に C9-C14 PFCA が存在する場合、2 項で言及する濃度限界は、これらの合計で 1,000ppb とする。PTFE マイクロパウダーの製造および使用中の C9-C14 PFCA のすべてのエミッションは、技術的および実用的に可能な限り回避するものとし、不可能な場合は削減するものとする。欧州委員会は、2024 年 8 月 25 日までにこの減免を見直すものとする。</p> <p>12. 本項の目的において、C9-C14 PFCA 関連物質とは、その分子構造に基づき、分解または C9-C14 PFCA へ変換する可能性があると考えられる物質をいう。</p>
69	67-56-1	メタノール	重量で 0.6%以上の濃度のウインドスクリーン洗浄または除霜液体を 2019 年 5 月 9 日より後に一般大衆に販売してはならない。
70	—	オクタメチルシクロト トラシロキサン(D4) デカメチルシクロペン タシロキサン(D5)	<p>1. 2020 年 1 月 31 日以降は、いずれかの物質の重量比 0.1%以上の濃度のウォッシュオフ化粧品を市販してはならない。</p> <p>2. 本記入の目的において、「ウォッシュオフ化粧品」とは、規則 (EC) No 1223/2009 の第 2 条 (1) (a) に定義された化粧品で、通常の使用条件下では、塗布後に水で洗い流されるものを指す。</p>
71	872-50-4	1-メチル-2-ピロリドン (NMP)	<p>1. 製造者、輸入者及び川下使用者が、関連する化学物質安全性報告書及び安全性データシートに、吸入ばく露については 14.4 mg/m³、皮膚ばく露については 4.8 mg/kg/日の労働者ばく露に関する導出無影響量 (DNELs) を含まない限り、2020 年 5 月 9 日以降、物質そのもの又は 0.3%以上の濃度の混合物として上市されてはならない。</p> <p>2. 製造者及び川下使用者が適切なリスク管理措置を講じ、労働者のばく露が 1 項に規定された DNEL を下回ることを確保するための適切な作業条件を提供しない限り、2020 年 5 月 9 日以降は、0.3%以上の濃度の物質そのもの又は混合物として製造又は使用してはならない。</p> <p>3. 1 項および 2 項からの逸脱として、そこに規定された義務は、ワイヤを被覆する過程における溶媒または反応物としての使用または使用を市場に出すことに関して、2024 年 5 月 9 日から適用するものとする。</p>
72	—	Appendix 12 の 1 列目 にリストされた物質	<p>1. 以下のいずれかにおいて 2020 年 11 月 1 日より後に市場に投入してはならない:</p> <p>(a) 衣類及びその付属品;</p> <p>(b) 通常の又は合理的に予見することができる使用条件の下で、衣類に類似する程度に人の皮膚に接触する衣類以外の織物;</p> <p>(c) 履物;</p> <p>衣服や履物以外の衣服、関連する付属品、織物類が消費者による使用のためのものであり、物質が均質物質中で測定した濃度が付録 12 にその物質について規定された濃度以上である場合。</p> <p>2. 緩和措置として、ジャケット、コートまたは室内装飾品におけるホルムアルデヒド [CAS No 50-00-0] の市場投入に関連して、第 1 項の目的に関連する濃度は、2020 年 11 月 1 日から 2023 年 11 月 1 日の間は 300 mg/kg とする。その後、付録 12 に定める濃度を適用するものとする。</p> <p>3. 1 の規定は、次のものについては、適用しない。</p> <p>(a) 天然皮革、毛皮又は革のみからなる衣類、関連付属品若しくは履物又はこれらの部分品;</p> <p>(b) 非織物ファスナー及び非織物装飾付属品;</p> <p>(c) 古着、関連する付属品、衣類及び履物以外の織物</p> <p>(d) 壁一面に敷き詰められたカーペット、室内用の繊維製床材、敷物、ランナー。</p>

		<p>4. 1 項は、欧州議会および閣僚理事会規則 (EU) 2016/425 (*) または欧州議会および閣僚理事会規則 (EU) 2017/745 (**) の適用範囲内の衣類、関連アクセサリ、衣類以外の繊維、または履物には適用しないものとする。</p> <p>5. 1 (b) の規定は、使い捨ての繊維については、適用しない。「使い捨て織物」とは、1 回または限られた期間のみ使用されるように設計されており、その後の同一または類似の目的での使用を意図していない織物を指す。</p> <p>6. 1 及び 2 の規定は、この付属書又は他の関係する連合の法令に定める一層厳しい制限の適用を妨げることなく適用する。</p> <p>7. 欧州委員会は、3 項 (d) の免除を検討し、適切な場合には、その点を適宜変更するものとする。</p> <p>個人用保護具に関する、および閣僚理事会指令 89/686/EEC を廃止する 2016 年 3 月 9 日の欧州議会および閣僚理事会の規則 (EU) 2016/425 (OJ L 81, 31.3.2016, p. 51)。 指令 2001/83/EC、規則 (EC) No 178/2002 および規則 (EC) No 1223/2009 を改訂し、閣僚理事会指令 90/385/EEC および 93/42/EEC を廃止する医療機器に関する 2017 年 4 月 5 日の欧州議会および閣僚理事会の規則 (EU) 2017/745 (OJ L 117, 5.5.2017, p. 1)。</p>
73	—	<p>(3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-トリデカフルオロオクチル)シラントリオール、及びそのモノ、ジ-又はトリ-O-(アルキル)誘導体 (TDFAs)</p> <p>1. スプレー製品中の有機溶剤を含む混合物の濃度が重量で 2 ppb 以上である場合には、2021 年 1 月 2 日以降、個々に、またはいかなる組み合わせでも、一般大衆に供給するために市場に出してはならない。</p> <p>2. この項目の目的上、「スプレー製品」とは、エアゾールディスペンサー、ポンプスプレー、トリガースプレーを意味し、ブルーフまたは含浸スプレー用途のために市販されている。</p> <p>3. 物質および混合物の分類、包装およびラベリングに関する EU の他の規定の実施を妨げることなく、1 項に言及されている有機溶剤と組み合わせた(3、3、4、4、5、5、6、6、7、8、8、8-トリデカフルオロオクチル)シラントリオールおよび/または TDFAs を含有し、業務用に市販されるスプレー製品の包装には、絵文字 GHS 06 を用いて、明確かつ消えないように、「業務用使用者のみ」および「吸入した場合に致命的」と表示するものとする。</p> <p>4. 安全性データシートのセクション 2.3 は以下の情報を含まなければならない:(3、3、4、4、5、5、6、6、7、8、8、8-トリデカフルオロオクチル)シラントリオールおよび/またはスプレー製品中の 2 ppb 以上の濃度のモノ、ジ-またはトリ-O-(アルキル)誘導体と有機溶剤の混合物は、専門家使用者のみを対象とし、「吸入されると致命的」とマークされている。</p> <p>5. 1、3 及び 4 に規定する有機溶剤には、エアゾール噴射剤として使用される有機溶剤が含まれる。</p>
74	—	<p>ジイソシアネート O=C=N-R-N=C=O、 R：不特定長の脂肪族 もしくは芳香族炭化水 素</p> <p>1. 2023 年 8 月 24 日より後は、以下の場合を除き、物質そのものとして、または他の物質もしくは工業用および業務用混合物の成分として使用してはならない： (a) ジイソシアネートの濃度は、単独でも組み合わせても重量比で 0.1% 未満である。 (b) 使用者又は自営業者は、産業上又は職業上の使用者が当該物質又は混合物の使用前にジイソシアネートの安全な使用に関する訓練を成功裏に完了していることを保証する。</p> <p>2. 2022 年 2 月 24 日より後は、以下の場合を除き、工業用および業務用の他の物質または混合物の成分として、物質そのものとして市販してはならない： (a) ジイソシアネートの濃度は、単独でも組み合わせても重量比で 0.1% 未満である。 (b) 供給者は、物質または混合物の受領者に 1 項 (b) 項で言及された要件に関する情報を提供し、以下の記述をラベル情報の他の部分と明確に区別される方法で包装上に置くことを確実にする。「2023 年 8 月 24 日以降、工業的または職業的使用の前に適切な訓練が必要である」。</p> <p>3. この項目の目的上、「産業上及び職業上の使用者」とは、ジイソシアネートをそれ自体で、他の物質又は産業上及び職業上の使用のための混合物中の成分として取り扱い、又はこれらの作業を監督する労働者又は自営業者をいう。</p> <p>4. 1 (b) に規定する研修には、国内の職業上の暴露限度値又は国内における他の適当な危険管理措置を害することなく、職場におけるジイソシアネートへの経皮及び吸入による暴露を管理するための指示を含める。この訓練は、職業上の安全及び健康に関する専門家であって、関連する職業訓練により能力を取得したものが行う。この訓練は、少なくとも以下を対象とするものとする。 (a) すべての産業用および業務用の 5 項 (a) の訓練要素。 (b) 以下の用途に関する 5 項 (a) および (b) の訓練要素： — 周囲温度での開放混合物の取り扱い (発泡トンネルを含む)； — 換気されたブースでの噴霧； — ローラーによる適用； — ブラシによる適用； — 浸漬および注湯による塗布； — 完全に硬化していない成形品の、もはや温かくない機械的後処理(例えば、切断)；</p>

		<ul style="list-style-type: none"> —クリーニングと廃棄物; —経皮および/または吸入経路により類似のばく露を受けるその他の使用; (c) 以下の用途に関する 5 項 (a)、(b) および (c) の訓練要素: —不完全に硬化した成形品の取り扱い(例えば、新しく治癒した、まだ暖かい); —鑄造アプリケーション; —機器へのアクセスを必要とする保守および修理; —温間または温間製剤 (>45°C) のオープンハンドリング; —自然換気が制限された、または自然換気のための屋外での噴霧および高エネルギーでの噴霧(発泡体、エラストマー等); —および皮膚および/または吸入経路を通じて類似の曝露を受けるその他の使用。 5. トレーニング要素: (a) 一般的なトレーニング (オンライントレーニングを含む): —ジイソシアネートの化学; —毒性ハザード (急性毒性を含む); —ジイソシアネート類への暴露; —職業曝露限界値; —感作がどのように起こるか; —臭気を危険性の指標とする; —リスクに対するボラティリティの重要性; —ジイソシアネートの粘度、温度、および分子量; —個人の衛生状態; —正しい使用方法とその制限に関する実際的な指示を含む、必要な個人用保護具; —皮膚接触および吸入暴露のリスク; —使用するアプリケーション・プロセスに関するリスク; —皮膚および吸入保護スキーム; —換気; —クリーニング、漏れ、メンテナンス; —空のパッケージの廃棄; —傍観者の保護; —重要な処理段階の特定; —特定の国内コードシステム (該当する場合); —動作ベースの安全性; —トレーニングが正常に完了したことを証明する証明書または文書化された証明書 (b) 以下に関する中間レベルのトレーニング (オンライントレーニングを含む) —動作ベースのその他の側面; —メンテナンス; —変更の管理; —既存の安全指示の評価; —使用するアプリケーション・プロセスに関するリスク; —トレーニングが正常に完了したことを証明する証明書または文書化された証明書 (c) オンライントレーニングを含む高度なトレーニング —対象となる特定の用途に必要な追加の認定; —噴霧ブースの外への噴霧; —高温または高温の製剤 (>45°C) のオープンハンドリング; —トレーニングが正常に完了したことを証明する証明書または文書化された証明書 6. 訓練は、産業用または業務用ユーザーが使用する加盟国が定めた規定に適合するものとする。加盟国は、4 項および 5 項に規定された最低要件が満たされる限り、物質または混合物の使用に関する自国の要件を実施するか、または適用し続けることができる。 7. 2 項 (b) に言及された供給者は、受領者が、物質または混合物が供給される加盟国の公用語で、4 項および 5 項に準拠したトレーニング教材およびコースを提供されることを確保するものとする。訓練は、供給される製品 (組成、包装及び設計を含む。) の特性を考慮しなければならない。 8. 使用者又は自営業者は、4 及び 5 に規定する研修が修了したことを記録しなければならない。研修は、少なくとも五年ごとに更新する。 9. 加盟国は、第 117 条 (1) に準拠した報告書に以下の情報を記載するものとする。 (a) 国内法で予測されるジイソシアネートの工業的および専門的使用に関する確立されたトレーニング要件およびその他のリスク管理措置; (b) ジイソシアネートに関連する職業性喘息および職業性呼吸器・皮膚疾患の報告・認知症例数;
--	--	---

			<p>(c) ジイソシアナートの全国暴露限度値 (ある場合);</p> <p>(d) この制限に関連する強制活動に関する情報。</p> <p>10. この制限は、作業場における労働者の安全及び健康の保護に関する他の連合の法令を害することなく適用する。</p>
75	—	<p>タトゥーインクとパーマメントメイクアップに含まれる物質</p> <p>(a)規則 (EC) No 1272/2008、附則 VI のパート 3 において、以下のいずれかに分類される物質: —発がん性物質カテゴリー 1 A、1 B または 2、または生殖細胞変異原性物質カテゴリー 1 A、1 B または 2。ただし、吸入暴露後の影響のみにより分類される物質は除く。 —生殖毒性区分 1 A、1 B または 2。ただし、吸入暴露後の影響のみにより分類される物質は除く —皮膚感作性物質カテゴリー 1、1 A または 1 B —皮膚腐食性カテゴリー 1、1 A、1 B または 1 C または皮膚刺激性カテゴリー 2 —眼に対する重篤な損傷性区分 1 または眼刺激性区分 2</p> <p>(b)欧州議会および閣僚理事会規則 (EC) No 1223/2009 の附則 II に掲出された物質 (*1)</p> <p>(c)規則 (EC) No 1223/2009 の附則 IV に掲出された物質で、同附則の表の欄 g、h および i の少なくとも 1 つに条件が規定されているもの</p> <p>(d)本附則の付録 13 に掲出された物質。第二欄の第七項及び第八項の補足的な要件は、この欄の(a)から(d)までに該当する物質を含有するかしないかを問わず、刺青用に使用するすべての混合物に適用する。</p>	<p>1.問題の物質が以下の状況にあるか、または存在する場合、2022 年 1 月 4 日以降、刺青目的に使用する混合物を市場に出してはならず、また、そのような物質を含む混合物は刺青目的に使用してはならない。</p> <p>(a)規則 (EC) No 1272/2008 附則 VI のパート 3 に分類されている、発がん性物質カテゴリー 1 A、1 B または 2、あるいは生殖細胞変異原性物質カテゴリー 1 A、1 B または 2 の物質の場合、当該物質は混合物中に重量で 0.00005% 以上の濃度で存在する。</p> <p>(b)規則 (EC) No 1272/2008 附則 VI のパート 3 に生殖毒性物質カテゴリー 1 A、1 B または 2 として分類された物質の場合、当該物質は混合物中に重量で 0.001% 以上の濃度で存在する。</p> <p>(c)規則 (EC) No 1272/2008、附則 VI のパート 3 に皮膚感作性物質カテゴリー 1、1 A または 1 B として分類される物質の場合、その物質は重量で 0.001% 以上の濃度で混合物中に存在する;</p> <p>(d)規則 (EC) No 1272/2008、附則 VI のパート 3 に分類されている物質が、皮膚腐食性カテゴリー 1、1 A、1 B または 1 C もしくは皮膚刺激性カテゴリー 2、または重篤な眼損傷性カテゴリー 1 もしくは眼刺激性カテゴリー 2 である場合、その物質は以下と同等またはそれ以上の濃度で混合物中に存在する。</p> <p>(i)pH 調整剤としてのみ使用される場合は 0.1% (重量比);</p> <p>(ii)0.01% (重量比);</p> <p>(e)規則 (EC) No 1223/2009 (*1) の附則 II に掲出された物質の場合、当該物質は、重量で 0.00005% 以上の濃度で混合物中に存在する。</p> <p>(f)規則 (EC) No 1223/2009 の附則 IV の表の g (製品タイプ、本体部品)欄に以下の 1 種以上の条件が規定されている物質の場合、当該物質は重量で 0.00005% 以上の濃度で混合物中に存在する。</p> <p>(i)「リンス製品」;</p> <p>(ii)「粘膜用製剤には使用しないこと」;</p> <p>(iii)「眼科用剤には使用しないこと」;</p> <p>(g)規則 (EC) No 1223/2009 の附則 IV の表の列 h (使用準備完了時の最大濃度) または列 i (その他) に条件が規定されている物質の場合、その物質が同欄に規定されている条件と一致しない濃度で、または他の何らかの方法で混合物中に存在する;</p> <p>(h)本附則の付録 13 に掲出された物質の場合、当該物質が同付録に当該物質について規定された濃度限界値以上の濃度で混合物中に存在する。</p> <p>2 この条約の適用上、混合物を「入れ墨のために」使用するとは、人の体に標章又は図案を付することを目的として、人の皮膚、粘膜又は眼球に混合物をあらゆる方法又は手順(一般的にパーマメントメイクアップ、コスメティックタトゥー、マイクロブレード、マイクロピグメントと呼ばれる方法を含む)で注入し又は導入することをいう。</p> <p>3.付録 13 に記載されていない物質が 1 項 (a) から (g) の複数の項に該当する場合には、当該項に定める最も厳しい濃度規制値を当該物質に適用するものとする。付録 13 に記載された物質が 1 項 (a) から (g) の一つ以上にも該当する場合には、1 項 (h) に定める濃度限界を当該物質に適用するものとする。</p> <p>4.減免として、1 項は、2023 年 1 月 4 日まで、以下の物質には適用しないものとする。</p> <p>(a)ピグメントブルー-15:3 (CI 74160。EC No 205-685-1、CAS No 147-14-8);</p> <p>(b)ピグメントグリーン 7 (CI 74260。EC No 215-524-7、CAS No 1328-53-6)。</p> <p>5.物質が 2021 年 1 月 4 日より後に規則 (EC) No 1272/2008 附則 VI のパート 3 を改訂して分類もしくは再分類を行い、その結果、当該物質が本項目の 1 項 (a)、(b)、(c) もしくは (d) に該当するようになるか、または以前に該当していた点とは異なる点に該当するようになり、かつ当該新規もしくは改訂された分類の適用日が本項目の 1 項または場合により本項目の 4 項に言及された日より後である場合、当該改訂は、当該物質に本項目を適用する目的においては、当該新規もしくは改訂された分類の適用日に効力を生じるものとして扱うものとする。</p> <p>6.2021 年 1 月 4 日後に規則 (EC) No 1223/2009 の附則 II または附則 IV が、物質が本項目の 1 項 (e)、(f) または (g) に該当するように、または以前に該当していた点とは異なる点に該当するように、物質のリストを掲出または変更するために改訂され、かつ、その改訂が 1 項または本項目の 4 項に言及された日付後に発効する場合は、その物質に本項目を適用する目的において、その改訂は、その改訂が実施された法律の施行後 18 ヶ月に該当する日から効力を生じるものとして扱うものとする。</p> <p>7.混合物を刺青用として市場に投入する供給者は、2022 年 1 月 4 日以降、混合物に以下の情報を表示することを確保するものとする。</p> <p>(a)「タトゥー用又は永久メイク用の混合物」という表示;</p>

			<p>(b)バッチを一意に識別する参照番号;</p> <p>(c)規則 (EC) No 1223/2009 の第 33 条に準じた共通成分名の用語集に定められた命名法に基づく成分一覧表、または共通成分名がない場合は IUPAC 名。共通の成分名または IUPAC 名がない場合は、CAS および EC 番号。成分は、製剤の調製の際に、重量又は体積の多い順に記載すること。「成分」とは、調合の過程で添加され、刺青の目的で使用するために混合物中に存在する物質を意味する。不純物は成分とみなしてはならない。本項目の意味における成分として使用される物質の名称が規則 (EC) No 1272/2008 に従ってラベルに記載することが既に要求されている場合、その成分は本規則に従って表示する必要はない。</p> <p>(d)1 項 (d) (i) 項に該当する物質に関する追加の記述 「pH 調節剤」;</p> <p>(e)混合物が付録 13 に規定された濃度限界以下のニッケルを含む場合、「ニッケルを配合。アレルギー反応を起こすことがあります。」という記述;</p> <p>(f)混合物が付録 13 に規定された濃度限界未満のクロム (VI) を含む場合は「六価クロムを配合。アレルギー反応を起こすことがあります。」という記述;</p> <p>(g)規則 (EC) No 1272/2008 によりラベルへの記載が要求されていない限り、使用に関する安全上の指示。</p> <p>当該情報は、明確に視認でき、容易に判読でき、かつ消えない方法で表示するものとする。当該加盟国が別段の規定をしない限り、混合物が市販される加盟国の公用語で情報を記載するものとする。</p> <p>輸送物の大きさのために必要な場合には、(a) 項を除き、第 1 段落に列挙した情報を代わりに使用説明書に含めなければならない。</p> <p>混合物を刺青のために使用する前に、当該混合物を使用する者は、当該手順を受ける者に対し、包装上に表示されているか、または本項に基づく使用説明書に含まれている情報を提供しなければならない。</p> <p>8. 「タトゥー用又は永久メイク用の混合物」という文言を含まない混合物は、タトゥー用には使用してはならない。</p> <p>9.この項目は、ホルムアルデヒド(CAS No 50-00-0。EC No 200-001-8)を除き、温度 20°C、圧力 101、3 kPa で気体であるか、または温度 50°C で 300 kPa を超える蒸気圧を発生する物質には適用しない。</p> <p>10. この登録は、規則 (EU) 2017/745 の意味における医療機器若しくは医療機器の付属品としてのみ市場に出された場合、又は同意味における医療機器若しくは医療機器の付属品としてのみ使用された場合は、刺青目的に使用するための混合物の市場への投入又は刺青目的に混合物を使用することには適用されない。販売又は使用が専ら医療機器又は医療機器の付属品として行われることができない場合には、規則 (EU) 2017/745 及び本規則の要件を累積的に適用する。</p>
76	68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド	<p>1. 製造者、輸入者及び川下使用者が、関連する化学物質安全性報告書及び安全性データシートに、吸入ばく露については 6 mg/m³、皮膚ばく露については 1.1 mg/kg/日の労働者ばく露に関する導出無影響量 (DNELs) を含まない限り、2023 年 12 月 12 日以降、物質そのものとして、他の物質の成分として、又は 0.3%以上の濃度の混合物として上市されてはならない。</p> <p>2. 製造者及び川下使用者が適切なリスク管理措置を講じ、労働者のばく露が 1 項に規定された DNEL を下回ることを確保するための適切な作業条件を提供しない限り、2023 年 12 月 12 日以降は、物質そのものとして、他の物質の成分として、又は 0.3%以上の濃度の混合物として、製造又は使用してはならない。</p> <p>3. 第 1 段落及び第 2 段落からの逸脱として、そこに定める義務は、繊維及び紙材料のポリウレタン直接塗工又は転写ポリウレタン塗工工程における溶剤としての使用又は使用に関しては 2024 年 12 月 12 日から、合成繊維の乾式及び湿式紡糸工程における溶剤としての使用又は使用に関しては 2025 年 12 月 12 日から適用される。</p>
77	—	ホルムアルデヒドおよびホルムアルデヒド放出物質	<p>1. 2026 年 8 月 6 日以降、付属書 14 に規定された試験条件下で、成形品から放出されるホルムアルデヒドの濃度が以下を超える場合、成形品を上市してはならない:</p> <p>(a) 家具及び木製品については、0.062mg/m³;</p> <p>(b) 家具及び木製品以外の成形品については、0.080mg/m³ を超える。</p> <p>第 1 段落は、以下のものには適用されない:</p> <p>(a) ホルムアルデヒド又はホルムアルデヒド放出物質が、成形品が製造される材料中に天然に存在する成形品;</p> <p>(b) 予見可能な条件下で、屋外でのみ使用される成形品;</p> <p>(c) 建築物の外壁と蒸気バリアの外側でのみ使用され、ホルムアルデヒドを屋内空気に放散しない建築物の成形品;</p> <p>(d) 専ら工業用又は業務用の成形品であって、そこから放出されるホルムアルデヒドが、予見可能な使用条件下で一般公衆のばく露につながらないもの;</p> <p>(e) 第 72 項の制限が適用される成形品;</p> <p>(f) 欧州議会及び理事会規則(EU)No528/2012(*1)の範囲内の殺生物性製品である成形品;</p>

		<p>(g) 規則(EU)2017/745 の範囲内の装置； (h) 規則(EU)2016/425 の範囲内の個人用保護具； (i) 規則(EC)No1935/2004 の範囲内で、食品と直接又は間接的に接触することを意図した成形品； (j) 中古品。 2. 2027年8月6日以降の道路運送車両で、付属書14に規定された試験条件下で、車室内のホルムアルデヒド濃度が0.062mg/m³を超える場合、市場に出してはならない。 第1段落は、以下には適用されない： (a) 専ら工業用又は業務用の道路運送車両。ただし、これらの車両の内装のホルムアルデヒド濃度が、予見可能な使用条件下で一般公衆の暴露につながる場合を除く； (b) 中古車。</p>
78	合成ポリマー微粒子	<p>1. 単体の物質として市場に出してはならない。また、合成ポリマー微粒子が存在して必要な特性を与える場合には、0.1%重量以上の濃度の混合物として市場に出してはならない。 2. この項目では、次の定義が適用されます。 (a) 「粒子」とは、単一分子以外の微小な物質で、物理的境界が明確なものをいう。 (b) 「固体」とは、液体又は気体以外の物質又は混合物をいう。 (c) 「気体」とは、50°Cで蒸気圧が300kPa(絶対)を超える物質又は混合物、又は20°Cで標準圧力101.3kPaで完全に気体である物質又は混合物をいう。 (d) 「液体」とは、次のいずれかの条件を満たす物質又は混合物をいう。 (i) 50°Cにおける蒸気圧が300kPa以下で、20°C、標準圧力101.3kPaにおいて完全にガス状ではなく、標準圧力101.3kPaにおいて融点または初期融点が20°C以下の物質または混合物； (ii) 物質または混合物が、米国材料試験協会 (ASTM) D 4359-90の物質が液体であるか固体であるかを決定するための標準試験法の基準を満たす； (iii) 物質または混合物が、1957年9月30日にジュネーブで締結された危険物の国際道路運送に関する欧州協定 (ADR) 付属書 A 第2部 2.3.4章に記載された流動性試験 (浸透圧試験) に合格する (e) 「化粧品」とは、専らまたは主として外観を変化させることを目的として、人体の特定の外部部分、すなわち表皮、眉毛およびまつ毛に接触させることを意図した物質または混合物をいう 3. 本項目の対象となる合成ポリマー微粒子の濃度が利用可能な分析方法または添付文書によって決定できない場合、1項に言及された濃度制限への適合を検証するためには、少なくとも以下のサイズの粒子のみを考慮に入れるものとする。 (a) すべての寸法が5mm以下の粒子については、すべての寸法について0.1µm。 (b) 長さが15mm以下で、長さとの直径の比が3より大きい粒子については、長さ0.3µm。 4. 第1項は、次のものの市場への出品については、適用しない。 (a) 合成高分子微粒子 (単体又は混合物としてのものであって、工業用のものに限る。); (b) 指令2001/83/ECの適用範囲内の医薬品及び欧州議会及び閣僚理事会1の規則 (EU) 2019/6の適用範囲内の動物用医薬品； (c) 欧州議会及び閣僚理事会の規則 (EU) 2019/1009の適用範囲内のEU肥料製品； (d) 欧州議会及び閣僚理事会の規則 (EC) No 1333/2008の適用範囲内の食品添加物； (e) 体外診断装置 (欧州議会および閣僚理事会の規則 (EU) 2017/746の適用範囲内の装置を含む)； (f) 本項の (d) 項の対象とならない規則 (EC) No 178/2002の第2条の範囲内の食品および同規則の第3条 (4) に定義された飼料。 5. 1項は、以下の合成ポリマー微粒子を単体または混合物として市場に出すことには適用しないものとする。 (a) 意図された最終用途での使用説明書に従って使用される場合、環境への放出が防止されるように技術的手段によって含有される合成ポリマー微粒子。 (b) 合成ポリマー微粒子であって、最終用途に使用される間にその物性が永久的に改変され、本項の範囲に含まれなくなるもの； (c) 合成ポリマー微粒子であって、最終用途に使用される間に固体マトリックスに永久的に組み込まれるもの。 6. 第1項の規定は、次に掲げる用途について適用する。 (a) 2029年10月17日から、香料のカプセル化に使用する合成高分子微粒子について適用する。 (b) 2027年10月17日から、規則 (EC) No 1223/2009の附則IIからVIの前文の (1) (a) 項に定義された「洗い落とし製品」について適用する。ただし、当該製品が本項の (a) 項の対象であるか、または研磨剤として使用する合成高分子微粒子、すなわち剥離、研磨または洗浄 (「マイクロビーズ」) を含む場合を除く。 (c) 2035年10月17日から、規則 (EC) No 1223/2009の附則IIからVIの前文の (1) (e) 項に定</p>

義されたリップ製品、同規則の附則 II から VI の前文の (1)(g) 項に定義されたネイル製品、および同規則の適用範囲内のメイクアップ製品について適用する。ただし、当該製品が本項の (a) 項または (b) 項の対象であるか、またはマイクロビーズを含む場合を除く。

(d) 2029 年 10 月 17 日から、規則 (EC) No 1223/2009 の附則 II から VI の前文の (1)(b) 項に定義されたリーボン製品について適用する。ただし、当該製品が本項の (a) 項または (c) 項の対象である場合を除く。

(e) 2028 年 10 月 17 日から、規則 (EC) No 648/2004 の第 2 条 (1) 項に定義された洗剤、ワックス、ポリッシュおよびエアケア製品について適用する。ただし、当該製品が本項の (a) 項の対象である場合またはマイクロビーズを含む場合を除く。

(f) 2029 年 10 月 17 日から、欧州議会および閣僚理事会の規則 (EU) 2017/745 の適用範囲内の「装置」について適用する。ただし、当該装置がマイクロビーズを含む場合を除く。

(g) 規則 (EU) 2019/1009 の第 2 条 (1) 項に定義された「肥料製品」であって、同規則の適用範囲に該当しないものについては、2028 年 10 月 17 日から適用する。

(h) 欧州議会および閣僚理事会の規則 (EC) No 1107/2009 の第 2 条 (1) 項に定義された植物保護製品およびそれらの製品で処理された種子、ならびに欧州議会および閣僚理事会の規則 (EU) No 528/2012 の第 3 条 (1) 項(a) に定義された殺生製品については、2031 年 10 月 17 日から適用する適用する。

(i) (g) または (h) の対象とならない農業用および園芸用の製品については、2028 年 10 月 17 日から適用する。

(j) 合成スポーツ表面に使用する粒状インフィルについては、2031 年 10 月 17 日から適用する。

7.4 項 (a) に言及した合成ポリマー微粒子の供給者は、2025 年 10 月 17 日から以下の情報を提供するものとする。

(a) 合成ポリマー微粒子の環境への放出を防止する方法を川下ユーザーに説明する使用および廃棄に関する指示情報

(b) 次の文
「供給される合成ポリマー微粒子は、欧州議会および閣僚理事会規則 (EC) No 1907/2006 の附則 XVII の項目 78 に規定された条件に従う」;

(c) 物質または混合物中の合成ポリマー微粒子の量または (該当する場合は) 濃度に関する情報;

(d) 製造業者、川下ユーザーおよびその他の供給者が 11 項および 12 項に規定された義務を遵守することを可能にする物質または混合物に含まれるポリマーの同一性に関する一般的な情報。

8. 2026 年 10 月 17 日から 4 項 (e) に記載された合成ポリマー微粒子を含む製品の供給者、2025 年 10 月 17 日から 4 項 (d) および 5 項に記載された合成ポリマー微粒子を含む製品の供給者は、合成ポリマー微粒子の環境への放出を防止する方法を専門家および一般公衆に説明するための、使用および廃棄に関する情報を提供しなければならない。

9. 2031 年 10 月 17 日から 2035 年 10 月 16 日まで、6 項 (c) に記載された合成ポリマー微粒子を含む製品の供給者は、「本製品はマイクロプラスチックを含む」という声明を提供しなければならない。ただし、2031 年 10 月 17 日以前に市場に出された製品は、2031 年 12 月 17 日までその声明を表示する必要はない。

10. 7 項、8 項及び 9 項に規定する情報は、明瞭に視認でき、判読でき、かつ、消えない文字の形で、又は 7 項及び 8 項の情報に関して適当な場合には、ピクトグラムで提供する。当該文字又はピクトグラムは、合成ポリマー微粒子を含有する製品のラベル、包装、包装リーフレット又は 7 項の情報については安全性データシートに記載すること。供給者は、テキスト又はピクトグラムに加えて、当該情報の電子版へのアクセスを可能にするデジタルツールを提供することができる。第 7 項、第 8 項及び第 9 項に従って使用及び廃棄の指示がテキストの形で提供される場合には、関係する加盟国が別段の定めをしない限り、当該物質又は混合物が市場に流通する加盟国の公用語によるものとする。

11. 2026 年からは、工場におけるプラスチック製造の原料として使用されるペレット、フレーク及び粉末の形態の合成ポリマー微粒子の製造業者及び川下ユーザー、2027 年からは、他の合成ポリマー微粒子の製造業者及び工業工場において合成ポリマー微粒子を使用する他の川下ユーザーは、毎年 5 月 31 日までに次の情報を化学物質庁に提出しなければならない。

(a) 前年度における合成ポリマー微粒子の使用に関する記述;

(b) 合成ポリマー微粒子の各使用について、使用されたポリマーの同一性に関する一般的な情報;

(c) 合成ポリマー微粒子の各使用について、前年度に環境に放出された合成ポリマー微粒子の推定量 (輸送中に環境に放出された合成ポリマー微粒子の量も含むものとする。);

(d) 合成ポリマー微粒子の各使用については、4 項 (a) 項に規定された規制緩和を参照すること。

12. 2027 年以降、4 項、(b) 項、(d) 項、(e) 項、および 5 項で言及されている合成ポリマ

		<p>一微粒子を含有する製品の供給者は、専門家および一般大衆向けに初めて市場に投入される場合、毎年5月31日までに以下の情報を化学物質庁に提出しなければならない。</p> <p>(a) 合成ポリマー微粒子が前年に市場に投入された最終用途の説明;</p> <p>(b) 合成ポリマー微粒子が市場に投入された各最終用途について、前年に市場に投入されたポリマーの同一性に関する一般的な情報;</p> <p>(c) 合成ポリマー微粒子が市場に投入された各最終用途について、前年に環境に放出された合成ポリマー微粒子の推定量（輸送中に環境に放出された合成ポリマー微粒子の量も含むものとする。）。</p> <p>(d) 合成ポリマー微粒子の各用途について、4項、(b)項、(d)項若しくは(e)項又は5項(a)項、(b)項若しくは(c)項に規定された適用除外又は適用除外への言及。</p> <p>13. 化学物質庁は、11項及び12項に基づいて提出された情報を加盟国が利用できるようにするものとする。</p> <p>14. 合成ポリマー微粒子を含有する製品の製造業者、輸入業者及び川下ユーザーは、所管当局の要請に応じて、当該製品に含まれる本項目の対象となるポリマーの同一性及び当該製品に含まれるポリマーの機能に関する具体的な情報を提供しなければならない。</p> <p>ポリマーの同一性に関する具体的な情報は、ポリマーを明確に識別するのに十分なものとし、少なくとも附則VIの2.1項から2.2.3項並びに2.3.5項、2.3.6項及び2.3.7項（該当する場合）に定める情報を含むものとする。</p> <p>川下ユーザーが当該情報を入手できない場合は、所管当局からの要請を受領してから7日以内に供給者に要請し、遅滞なく要請を当局に通知するものとする。</p> <p>第2段落に規定する要請を受領した供給者は、要請された情報を川下ユーザーに30日以内に提供するか、要請した所管当局に直接提供するものとする。</p> <p>供給者が川下ユーザーに情報を提供した場合、川下ユーザーは、遅滞なくその情報を所管当局に送付するものとする。供給者が当局に直接情報を提供した場合、供給者は、遅滞なくその旨を当該川下ユーザーに通知するものとする。</p> <p>15. 分解性または溶解性を理由として合成ポリマー微粒子の指定から除外されていると主張されるポリマーを含む製品の製造業者、輸入業者および川下ユーザーは、所管当局の要請に応じて、該当する場合は、当該ポリマーが付録15に従って分解性であることまたは付録16に従って溶解性であることを証明する情報を遅滞なく所管当局に提供しなければならない。</p> <p>16. 1項は、2023年10月17日以前に市場に出された合成ポリマー微粒子（単体または混合物）の市場への投入には適用しない。ただし、1項は、6項に掲げる用途のための合成ポリマー微粒子の市場への投入には適用しない。</p>
--	--	---

表4 多環式芳香族炭化水素 (PAHs)

No	化学物質	CAS No.	閾値
1	ベンゾ [a] ピレン	50-32-8	>1 mg/kg
2	ベンゾ [e] ピレン	192-97-2	>1 mg/kg
3	ベンゾ [a] アントラセン	56-55-3	>1 mg/kg
4	ベンゾ [b] フルオランテン	205-99-2	>1 mg/kg
5	ベンゾ [j] フルオランテン	205-82-3	>1 mg/kg
6	ベンゾ [k] フルオランテン	207-08-9	>1 mg/kg
7	クリセン	218-01-9	>1 mg/kg
8	ジベンゾ [a,h] アントラセン	53-70-3	>1 mg/kg
9	ベンゾ [g,h,i] ペリレン	191-24-2	>1 mg/kg
10	インデノ [1,2,3-cd] ピレン	193-39-5	>1 mg/kg
11	ナフタレン	91-20-3	>10 mg/kg
12	アセナフテン	83-32-9	No12 ~ 18 の合計で >50 mg/kg
13	アセナフチレン	208-96-8	
14	アントラセン	120-12-7	
15	フルオランテン	206-44-0	
16	フルオレン	86-73-7	
17	フェナントレン	85-01-8	
18	ピレン	129-00-0	

「グリーン調達基準書 付属資料 調査対象化学物質群」の変更履歴

版数	制改訂年月日	主な変更概要	記事
Ver1.0 (初版)	2022.3.31	<p>新規制定（調査対象化学物質群を付属資料としてグリーン調達基準書から分離） 以下、グリーン調達基準書 21 版における調査対象化学物質群からの主な変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 禁止物質の追加：No.29-65(製品用部材)、No.18-52(包装用部材) ・ 物質名/法規制情報/使用例/禁止レベルの変更：No.3,6,8,14,16-19,27,28(製品用部材)、No.4,7,9-12,14,16,17(包装用部材) ・ 禁止物質へ移行した報告物質を削除：No.5,8,12(製品用部材) ・ 物質例、詳細物質の表を追加：No.2,55,57(製品用部材)、No.3(出荷製品包装用部材) 	
Ver1.1	2022.12.20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品用部材の禁止対象物質群の No55 の注記「OKI グループが禁止対象物質とする場合に限る」を削除 ・ chemSHERPA-AI 収載有無の参考情報を追加 	
Ver2.0	2023.4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品用部材の禁止対象物質群に PIP(3:1)、PFHxS を追加 ・ 包装用部材の禁止対象物質群に REACH ANNEX 17、PIP(3:1)、PFHxS を追加 	
Ver3.0	2024.1.5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品用部材及び包装用部材の禁止対象物質にデクロンプラス、UV-328 を追加 ・ 製品用部材及び包装用部材の報告対象物質に MCCP、PFCA、PFAS を追加 ・ 製品用部材及び包装用部材の禁止対象物質 PFOA の閾値を“以上”から“を超える”へ変更 ・ REACH ANNEX 17 の閾値の適用日を官報に記載の適用日の 1 年前に変更 ・ REACH ANNEX 17 一覧に entry63 の 15 項-20 項を追加、及び entry77、78 を追加 	